

「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001 帳票）」記入上の注意点及び記入方法

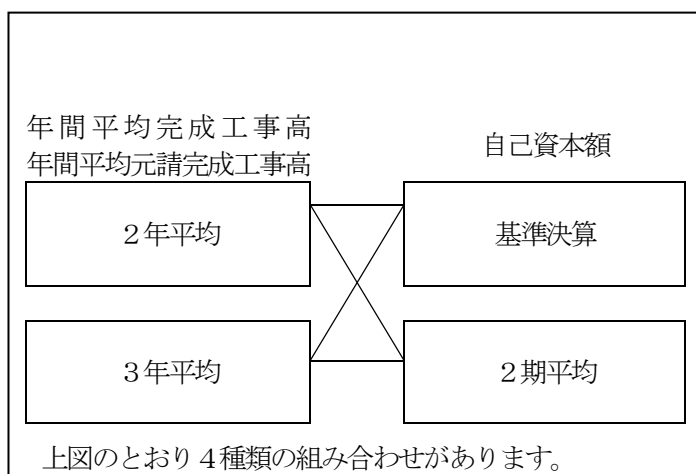
項番01	行政庁側記入欄	記入しない。
項番02	申請時の許可番号	・大臣・知事コード：知事許可業者「14」を記入 ・許可番号：右詰で記入し、余白は「0」を記入
項番03	前回の申請時の許可番号	許可換え等で許可番号が変わった場合のみ記入 また、 <u>更新による許可年度の変更、般・特の変更等の場合には記入しない。</u>
項番04	審査基準日	原則として申請日の直前の事業年度の終了日（決算日）を記入
項番05	申請等の区分	申請区分コード表（P22）の分類に従い、該当するコードを記入
項番06	処理の区分	・処理区分の左欄：処理区分コード表1（P22）の分類に従い、該当するコードを記入 ・処理区分の右欄：処理区分コード表2（P23）の分類に従い、該当する場合のみコードを記入
項番07	資本金額又は出資総額	・株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入（ 個人の場合は空欄 ） ・連結決算の場合は申請会社単独の資本金を記入
	法人又は個人の別	法人：「1」 個人：「2」を記入
	法人番号	13桁の法人番号を記入（個人の場合は空欄）
項番08	商号又は名称のフリガナ	カタカナで記入し、濁音、半濁音を表す文字は、 ギ のように、1文字として記入。また、法人の種類を表す文字（ 株 など）のフリガナは記入しない。
項番09	商号又は名称	法人の種類を表す文字は下記の略号で記入 株式会社＝(株) 特例有限会社＝(有) 合資会社＝(資) 合名会社＝(名) 合同会社＝(合) 協業組合＝(業) 企業組合＝(企) 協同組合＝(同) 括弧は1文字として記入
項番10	代表者又は個人の氏名のフリガナ	カタカナで記入し、濁音、半濁音を表す文字は、 ギ のように、1文字として記入 姓と名の間は1カラム空けて記入
項番11	代表者又は個人の氏名	姓と名の間は1カラム空けて記入
項番12	主たる営業所の所在地 市区町村コード	市区町村コード表（P24）の該当するコードを記入
項番13	主たる営業所の所在地	項番12によって表される市区町村名に続くところから記入 「丁目」「番」「号」は「-」（ハイフン）でつなぐ。
項番14	電話番号	市外局番、局番、及び番号をそれぞれ「-」（ハイフン）でつなぐ。

項番 15	許可を受けている建設業	申請時において有している建設業許可について 一般建設業：「1」 特定建設業：「2」を記入
項番 16	経営規模等評価等対象建設業	許可を受けている建設業の中から、審査を希望する業種のみ「9」を記入
項番 17	自己資本額	審査基準日の自己資本額または2期平均した自己資本の額を記入（選択は任意） ・基準決算を選択した場合 →経営状況分析結果通知書の自己資本と一致 ・2期平均を選択した場合 →項番17「自己資本額」右側の表に審査基準日時点の自己資本額と、その前期の審査基準日時点の自己資本額をそれぞれ記入
		2期平均した自己資本の額（千円未満の端数は切り捨て） ＝（決算日の自己資本額＋前期決算日の自己資本額）÷2
項番 18	利益額（2期平均）	審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における利益額の平均の額を記入 ・利益額＝営業利益＋減価償却実施額 ・表内のカラムには、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入 ・経営状況分析結果通知書に参考値として記載されている当期・前期の数値を記入（連結決算の会社や、決算期変更、合併・会社分割等を行った場合を除く）。
		2期平均した利益額（千円未満の端数は切り捨て） ＝（審査対象事業年度の営業利益及び減価償却実施額＋審査対象事業年度の前審査対象事業年度の営業利益及び減価償却実施額）÷2
項番 19	技術職員数	技術職員名簿に記載した、審査基準日時点の技術職員数を記載
項番 20	登録経営状況分析機関番号	経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入

評点の激変緩和措置について

- ①年間平均完成工事高・年間平均元請完成工事高については、2年平均か3年平均
②自己資本額については、基準決算か2期平均をそれぞれ選択できます。

これらの選択については、申請者の任意であり、どのような組み合わせでも結構です。ただし、業種ごとに異なる区分は選択できません



申請区分コード表

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

処理区分コード表 1

コード	処理の種類
00	12 か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6 か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度について申請する場合 ・ 12 か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例 1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和5年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で、令和6年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例 2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和5年3月31日に終了した場合で、事業年度の変更により令和5年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和5年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和5年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和6年3月31日）より前の日（令和5年11月1日）に申請するとき

処理区分コード表 2

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その子会社について認定を受けて申請する場合

市区町村コード表

14101	横浜市鶴見区	14133	川崎市中原区	14214	伊勢原市
14102	横浜市神奈川区	14134	川崎市高津区	14215	海老名市
14103	横浜市西区	14135	川崎市多摩区	14216	座間市
14104	横浜市中区	14136	川崎市宮前区	14217	南足柄市
14105	横浜市南区	14137	川崎市麻生区	14218	綾瀬市
14106	横浜市保土ヶ谷区	14151	相模原市緑区	14301	三浦郡葉山町
14107	横浜市磯子区	14152	相模原市中央区	14321	高座郡寒川町
14108	横浜市金沢区	14153	相模原市南区	14341	中郡大磯町
14109	横浜市港北区	14201	横須賀市	14342	中郡二宮町
14110	横浜市戸塚区	14203	平塚市	14361	足柄上郡中井町
14111	横浜市港南区	14204	鎌倉市	14362	足柄上郡大井町
14112	横浜市旭区	14205	藤沢市	14363	足柄上郡松田町
14113	横浜市緑区	14206	小田原市	14364	足柄上郡山北町
14114	横浜市瀬谷区	14207	茅ヶ崎市	14366	足柄上郡開成町
14115	横浜市栄区	14208	逗子市	14382	足柄下郡箱根町
14116	横浜市泉区	14210	三浦市	14383	足柄下郡真鶴町
14117	横浜市青葉区	14211	秦野市	14384	足柄下郡湯河原町
14118	横浜市都筑区	14212	厚木市	14401	愛甲郡愛川町
14131	川崎市川崎区	14213	大和市	14402	愛甲郡清川村
14132	川崎市幸区				

国土交通大臣・都道府県知事コード表

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

2 工事種別別完成工事高・工事種別別元請完成工事高

別紙一

(用紙A4)

2 0 0 0 2

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合のみ記入

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度 自 03年04月 至 05年03月	審査対象事業年度 自 05年04月 至 06年03月	計算基準の区分 2 (1. 2年平均) 2. 3年平均)
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 04年 4月~05年 3月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 03年 4月~04年 3月	工事経歴書の数字の金額と一致 (業種間積み上げの場合は付表の金額と一致)	
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 6 5 4 3 1	元請完成工事高(千円) 16 6 1 3 8 5	完成工事高(千円) 26 7 6 5 4 3
工事の種類 土木一式	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 52,731 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 78,132	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 48,731 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 74,040	元請完成工事高(千円) 36 7 1 6 4 2
業種コード 3 2 0 1 1	完成工事高(千円) 6 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 16 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 26 0 0 0 0 0
工事の種類 プレストレスト コンクリート 構造物 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高(千円) 36 0 0 0 0 0
業種コード 3 2 0 5 0	完成工事高(千円) 6 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 16 1 2 5 0	完成工事高(千円) 26 1 3 7 5 0 0
工事の種類 とび・土工 コンクリート 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 5,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 7,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,500	元請完成工事高(千円) 36 7 4 8 0 0
業種コード 3 2 0 5 1	完成工事高(千円) 6 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 16 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 26 0 0 0 0 0
工事の種類 法面処理 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高(千円) 36 0 0 0 0 0
項番 3 3	その他		
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	
業種コード 3 4	合計		
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)			

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合や決算期等を変更した場合に記入 (2年平均の場合は記載しない)

【項番33】その他工事、【項番34】合計は、この様式を2枚以上使用する場合は、この様式の最終項のみに記入

契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価する完成工事高の評価の特例の利用の有無について記入 (2枚目以降も記入すること)

☆下記3業種を申請する場合、必ず内訳の工事を記入☆

- 土木一式工事⇒プレストレストコンクリート構造物工事
- とび・土工・コンクリート工事⇒法面処理工事
- 鋼構造物工事⇒鋼橋上部工事

(用紙A4)
2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

2枚目以降は記入しない

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分	
3 1	自 3 年 5 月 至 7 年 9 月	自 11 年 13 月 至 15 年 17 月	19 (1.2年平均) 2.3年平均	
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月 年 月～ 年 月		
業種 コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
3 2 1 1 0	0	0	0	0
工事の種類 鋼構造物 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
3 2 1 1 1	0	0	0	0
工事の種類 鋼橋上部 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
3 2 1 3 0	0	0	0	0
工事の種類 舗装 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
3 2 0 0 0	0	0	0	0
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入	
3 3	11,217	0	6,965	911
その他	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	「その他工事」の該当がない場合は必ず0を記入	
3 4	11,819	0	2,210	1473
合計	82,949	62,635	2,210	1473

1枚に書ききれず、2枚以上にわたる場合「その他」及び「合計」はこの様式の最終項のみに記入

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

決算変更届の「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の完成工事高及び元請完成工事高の合計と一致

「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高 (2002 帳票)」記入上の注意点及び記入方法

項番 3 1	事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査対象事業年度 (右側) : 審査基準日以前12か月の事業年度を記入 ・ 審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 (左側) : 右側の審査対象事業年度を除く、前24か月または36か月を記入 (工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高の記入例 (P25~P26) 参照)
	計算基準の区分	2年平均か3年平均を選択できます (選択は任意)。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年平均 : 「1」を記入 ・ 3年平均 : 「2」を記入
項番 3 2	業種コード	審査対象建設業 (項番 16 で選択した業種) について、工事種類別コード表 (P28) の分類に従い、該当するコードを記入 ※ 工事種類別コード表の番号順に記載してください。 ※ 完成工事高及び元請完成工事高の積み上げ (加算) を行った業種については審査対象建設業とならないため、該当の業種コードを記入することができません。
	完成工事高 (審査対象事業年度)	審査対象事業年度の工事種類別完成工事高 (12か月分) を記入 工事実績がない場合も「0」を記入
	元請完成工事高 (審査対象事業年度)	審査対象事業年度の工事種類別完成工事高 (12か月分) のうち、発注者から直接請け負った完成工事高 (12か月分) を記入 下請けのみの場合は「0」を記入
	完成工事高 (審査対象事業年度の前 審査対象事業年度又は前 審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年平均 : 審査対象事業年度の前年度分の工事種類別完成工事高 (12か月分) を記入 ・ 3年平均 : 審査対象事業年度の前年度と前々年度分の平均の工事種類別完成工事高 (合計24か月分) を記入 (千円未満切り捨て)
	元請完成工事高 (審査対象事業年度の前 審査対象事業年度又は前 審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年平均 : 審査対象事業年度の前年度分の工事種類別元請完成工事高 (12か月分) を記入 ・ 3年平均 : 審査対象事業年度の前年度と前々年度分の平均の工事種類別元請完成工事高 (合計24か月分) を記入 (千円未満切り捨て)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>下記の3業種を申請する場合は、それぞれに対応する内訳の工事を記入</u> 完成工事高又は元請完成工事高が「0」であっても、必ずペアで記入してください。 <u>それぞれの工事の内訳であるため、合計には含めません。</u> ・ 土木一式工事 (010) → プレストレストコンクリート構造物工事 (011) ・ とび・土工・コンクリート工事 (050) → 法面処理工事 (051) ・ 鋼構造物工事 (110) → 鋼橋上部工事 (111)
項番 3 3	その他工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査対象建設業以外の建設業に係る完成工事高及び元請完成工事高の合計を記入 ・ 複数の用紙を使用する場合は、最終用紙にのみ記入
項番 3 4	合計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番 32 と項番 33 に記入した、完成工事高及び元請完成工事高の合計を記入 ・ 複数の用紙を使用する場合は、最終用紙にのみ記入

注 意 事 項

- 完成工事高及び元請完成工事高はすべて消費税抜きで記入します。(免税事業者は税込みで記入)
- 千円未満の端数は、すべて切り捨てて計上します。
- 委託業務等の売上は完成工事高に含めることはできません。(詳細はP58を参照)
- 共同企業体(JV)として施工した工事の完成工事高及び元請完成工事高は、出資比率に応じて按分した金額又は分担した工事額を完成工事高及び元請完成工事高として計上します。
- 経営状況分析を連結決算で受審している場合であっても、申請会社単独の完成工事高を記入します。

工事種類別コード表

コード	工 事 種 類	コード	工 事 種 類
010	土 木 一 式 工 事	140	し ゅ ん せ つ 工 事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	150	板 金 工 事
020	建 築 一 式 工 事	160	ガ ラ ス 工 事
030	大 工 工 事	170	塗 装 工 事
040	左 官 工 事	180	防 水 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	190	内 装 仕 上 工 事
051	法 面 処 理 工 事	200	機 械 器 具 設 置 工 事
060	石 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
070	屋 根 工 事	220	電 気 通 信 工 事
080	電 気 工 事	230	造 園 工 事
090	管 工 事	240	さ く 井 工 事
100	タイル・れんが・ブロック工事	250	建 具 工 事
110	鋼 構 造 物 工 事	260	水 道 施 設 工 事
111	鋼 橋 上 部 工 事	270	消 防 施 設 工 事
120	鉄 筋 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
130	ほ 装 工 事	290	解 体 工 事

完成工事高及び元請完成工事高の積み上げ(加算)について

審査対象建設業が一式工事の場合、許可を持っている専門工事の完成工事高及び元請完成工事高を、その内容に応じて、一式工事の完成工事高及び元請完成工事高に含めることができます。

審査対象建設業が専門工事の場合でも、許可を持っている専門工事の完成工事高及び元請完成工事高を、その性質に応じて、当該専門工事の完成工事高及び元請完成工事高に含めることができます。

なお、積み上げを行った場合、工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高付表 別記様式第1号に内訳を記載し、「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(20002帳票)」の次頁に添付します。(記入例はP30を参照)

積み上げ可能業種一覧

土木一式工事	←	<ul style="list-style-type: none"> とび・土工・コンクリート工事 石工事 ほ装工事 水道施設工事
建築一式工事	←	<ul style="list-style-type: none"> 大工工事 左官工事 屋根工事 タイル・れんが・ブロック工事 鉄筋工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 建具工事 解体工事

以上は一式工事に、専門工事を積み上げる（加算する）場合です。矢印の方向に向かってのみ積み上げを認めます。なお、右の枠内での積み上げは認められません。

電気工事	↔	電気通信工事
管工事	↔	水道施設工事
管工事	↔	熱絶縁工事
とび・土工・コンクリート工事	↔	造園工事
とび・土工・コンクリート工事	↔	石工事

以上は専門工事に、専門工事を積み上げる場合です。矢印の方向に向かって、相互に積み上げを認めます。

注 意 事 項

- 完成工事高の振替は申請者が選べます。
- 振り返る場合は、振替元の業種の全ての完成工事高となります（一部振替はできません）。
- 完成工事高及び元請完成工事高の積み上げ（加算）を行った業種については、経営規模等評価申請・総合評定値請求ができないほか、国、地方公共団体等が行う入札参加資格申請もできません。
- ※ 経営規模等評価等対象建設業（項番16）において、「9」を記載することができないので、ご注意ください。
- ※ 積み上げる業種は審査対象事業年度に合わせてください（前回の経審では積み上げていない場合でも、今回積み上げる場合は、前期（3期平均の場合は前々期も）の全ての期で積み上げてください）。

（例）土木一式工事の完成工事高及び元請完成工事高にとび・土工・コンクリート工事の完成工事高及び元請完成工事高を積み上げた場合
 （土木一式工事 ← とび・土工・コンクリート工事）

土木一式工事

- ・経営規模等評価申請・総合評定値請求ができます。
- ・入札参加資格認定申請ができます。

とび・土工・コンクリート工事

- ・経営規模等評価申請・総合評定値請求ができません。
- ・入札参加資格認定申請ができません。

2-2 工事種別別完成工事高・工事種別別元請完成工事高付表

様式第1号

積み上げをする場合のみ記載し、添付する

(用紙A4)

工事種別別完成工事高付表

工事種別別元請完成工事高

左側の内訳を完成工事高・元請完成工事高とも記載

積み上げ後の完成工事高
及び元請完成工事高

申請者 (株)神奈川アーバンプランニング

経営規模等評価対象建設業に係る 建設工事の完成工事高 (積み上げ後)	左に含める完成工事高
(審査対象事業年度) 令和5年4月～令和6年3月 建築一式工事 67,642 千円 うち元請 67,642 千円	建築一式工事 67,642 千円 うち元請 67,642 千円 内装工事 0 千円 うち元請 0 千円
(前審査対象事業年度) 令和4年4月～令和5年3月 建築一式工事 52,731 千円 うち元請 48,731 千円	建築一式工事 46,259 千円 うち元請 46,259 千円 内装工事 6,472 千円 うち元請 2,472 千円
(前々審査対象事業年度) 令和3年4月～令和4年3月 建築一式工事 78,132 千円 うち元請 74,040 千円	建築一式工事 65,540 千円 うち元請 65,540 千円 内装工事 12,592 千円 うち元請 8,500 千円

積み上げる業種は、実績がない場合についても「0千円」として記載してください。

(注) 申請者のうち一式工事業以外の建設業に係る完成工事高について一式工事業の建設業に係る完成工事高に加えて申し出ようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象事業年度ごとに記載すること。

工事種別別完成工事高・工事種別別元請完成工事高の記入例

○12か月決算の場合

(例) 計算基準の区分において「2年平均」を選択した場合

審査基準日 令和6年3月31日

	完成工事高	元請完成工事高
令和5年4月～令和6年3月(12か月)	5,000,000円、	3,000,000円(内)
令和4年4月～令和5年3月(12か月)	7,000,000円、	5,000,000円(内)

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度										審査対象事業年度										計算基準の区分																			
	自 0 4 年 0 4 月 至 0 5 年 0 3 月										自 0 5 年 0 4 月 至 0 6 年 0 3 月										1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)																			
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					年 月～ 年 月					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					年 月～ 年 月																									
業種コード 3 2 1 9 0	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)									
	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
工事の種類 内装仕上工事	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																													
審査対象事業年度の前審査対象事業年度										審査対象事業年度の前審査対象事業年度										審査対象事業年度の前審査対象事業年度																				
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度										審査対象事業年度の前々審査対象事業年度										審査対象事業年度の前々審査対象事業年度																				

(例) 計算基準の区分において「3年平均」を選択した場合

審査基準日 令和6年3月31日

	完成工事高	元請完成工事高
令和5年4月～令和6年3月(12か月)	5,000,000円、	3,000,000円(内)
令和4年4月～令和5年3月(12か月)	7,000,000円、	5,000,000円(内)
令和3年4月～令和4年3月(12か月)	9,000,000円、	7,000,000円(内)

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度										審査対象事業年度										計算基準の区分																			
	自 0 3 年 0 4 月 至 0 5 年 0 3 月										自 0 5 年 0 4 月 至 0 6 年 0 3 月										2 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)																			
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					4 年 4 月～ 5 年 3 月					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					年 月～ 年 月																									
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					3 年 4 月～ 4 年 3 月					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					年 月～ 年 月																									
業種コード 3 2 1 9 0	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)									
	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
工事の種類 内装仕上工事	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																													
審査対象事業年度の前審査対象事業年度					7,000					審査対象事業年度の前審査対象事業年度					5,000					審査対象事業年度の前審査対象事業年度																				
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					9,000					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					7,000					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度																				

○組織変更を行った場合

審査基準日からさかのぼって2年以内又は3年以内に事業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革を有する者は、当該変更にかかわらず、変更前または変更後を通じた審査基準日の直前2年又は直前3年の各事業年度における完成工事高及び元請完成工事高を通算することができます。

(例) 合名会社 ⇒ 株式会社

○決算期を変更した場合

決算期を変更したため、審査基準日を含む決算期間が12か月に満たない場合は、その前期（3年平均の場合は前々期）の完成工事高及び元請完成工事高と審査基準日を含む決算期の完成工事高及び元請完成工事高を合わせて24か月（3年平均の場合は36か月）になるように按分します。

計算過程については、必ず余白に記載をしてください。

(例) 計算基準の区分において「2年平均」を選択した場合

審査基準日 令和6年4月30日

	完成工事高	元請完成工事高
令和5年10月～令和6年4月(7か月)	5,000,000円、	3,000,000円(内)
令和4年10月～令和5年9月(12か月)	7,000,000円、	5,000,000円(内)
令和3年10月～令和4年9月(12か月)	9,000,000円、	7,000,000円(内)

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 04年05月 至 05年04月										審査対象事業年度 自 05年05月 至 06年04月										計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)									
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 04年10月～05年04月					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					05年10月～06年04月					05年05月～05年09月														
業種コード 3 2 1 9 0	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)														
工事の種類 内装仕上工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					5,000+7,000×5/12=7,916					3,000+5,000×5/12=5,083														

(例) 計算基準の区分において「3年平均」を選択した場合

審査基準日 令和6年4月30日

	完成工事高	元請完成工事高
令和5年10月～令和6年4月(7か月)	5,000,000円、	3,000,000円(内)
令和4年10月～令和5年9月(12か月)	7,000,000円、	5,000,000円(内)
令和3年10月～令和4年9月(12か月)	9,000,000円、	7,000,000円(内)
令和2年10月～令和3年9月(12か月)	8,000,000円、	6,000,000円(内)

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 03年05月 至 05年04月										審査対象事業年度 自 05年05月 至 06年04月										計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)									
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 04年10月～05年04月					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 03年10月～04年04月					05年10月～06年04月					05年05月～05年09月														
業種コード 3 2 1 9 0	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)														
工事の種類 内装仕上工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					5,000+7,000×5/12=7,916					3,000+5,000×5/12=5,083														

注 意 事 項

企業会計原則では、決算日変更は期間比較を困難ならしめ、利害関係者の判断を誤らしめることとなるため、「正当な理由」がない限り不可としています(継続性の原則)。決算日変更を行う場合は、その理由、完成工事高の按分方法などを明確にしておきましょう。

○新法人設立 (決算期未到来)

(例)令和6年2月新法人設立(決算期未到来)

項番 3 1 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 00年00月 至 00年00月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月~ 年 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		審査対象事業年度 自 06年02月 至 00年00月 計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均		
業種コード 3 2 1 9 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0
工事の種類 内装仕上工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		

○新法人設立 (3月決算)

(例)令和5年5月新法人設立(決算期到来)

項番 3 1 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 00年00月 至 00年00月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月~ 年 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		審査対象事業年度 自 05年05月 至 06年03月 計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均		
業種コード 3 2 1 9 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0
工事の種類 内装仕上工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		

3 技術職員名簿

別紙二

当期事業年度開始日（令和5年12月1日）の直前1年以内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入する

以下の例は（審査基準日）：令和5年11月30日
（申請書提出日）：令和6年4月15日の場合

(用紙A4)
20005

技術職員名簿

項番
数 81001 頁

技術職員として申請する業種を必ず記入

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	神奈川 一郎	昭和62年 1 月 1 日	36	8 2 0 2 1 2 0 1	0 5 1 1 3 1					11112223456	15
2		神奈川 二郎	昭和56年 6 月 6 日	42	8 2 0 2 1 2 0 2	0 5 0 0 2 2						
3		神奈川 三郎	昭和60年 12 月 21 日	37	8 2 0 5 0 0 2 2							
4		神奈川 四郎	昭和60年 12 月 1 日	38	8 2 0 2 2 2 1 2							
5		神奈川 太郎	昭和49年 7 月 10 日	49	8 2 0 5 2 1 4 2	1 3 2 1 4 2						
6		神奈川 次郎	昭和47年 2 月 22 日	51	8 2 0 2 1 3 7 1	0 5 1 1 3 1					11114443256	
7	○	神奈川 花子	昭和38年 8 月 8 日	60	8 2 0 5 1 1 3 1	1 3 1 1 3 1					11113336524	
8		神奈川 恵子	昭和25年 10 月 10 日	73	8 2 0 1 1 4 1 1	0 5 1 4 1 1					11115557634	
9			年 月 日		8 2							
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16			年 月 日		8 2							
17			年 月 日		8 2							
18			年 月 日		8 2							
19			年 月 日		8 2							
20			年 月 日		8 2							
21			年 月 日		8 2							
22			年 月 日		8 2							
23			年 月 日		8 2							
24			年 月 日		8 2							
25			年 月 日		8 2							
26			年 月 日		8 2							
27			年 月 日		8 2							
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

申請する業種について、次の①～③の全ての要件を満たす場合は「1」を。それ以外の場合は「2」を記入する。
 ①法第15条第2号イに該当する者（1級国家資格者相当）であること
 ②監理技術者資格者証の交付を受けていること
 ③法第26条の4から6の規定による講習（監理技術者講習）を修了した日の属する年の翌年から5年以内に審査基準日が含まれていること

「技術職員名簿（2005帳票）」記入上の注意点及び記入方法

<p>項番 81</p>	<p>頁数</p>	<p>1枚のみでも「001」と記入</p>
<p>項番 82</p>	<p>新規掲載者</p>	<p>審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること ※審査基準日から遡って6か月を超える恒常的な雇用関係がない職員は名簿に記載することができません。</p>
	<p>審査基準日現在の満年齢</p>	<p>当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること ※「年齢計算に関する法律」により出生の日より起算し、誕生日前日に加齢する取扱いとなります。 例) 令和5年11月30日においては、 生年月日が、 ・昭和63年12月1日以前の者は満35歳以上 ・昭和63年12月2日以降の者は満35歳未満</p>
	<p>業種コード</p>	<p>1人につき2業種まで申請可能。 技術職員として申請する業種を必ず記載（項番16で選択していない業種は記載不可）</p>
	<p>有資格区分コード ※申請業種以外の業種については、資格を有していても、名簿に記載できません。</p>	<p>・申請業種に対して複数の資格等を有している場合であっても、<u>有資格区分コードは1つだけ記入すること</u> (例) 一級電気工事施工管理技士と第一種電気工事士の資格を有する場合は、どちらか一方の資格のみを記載 ・審査基準日において、技術職員有資格区分コード表(P66～P70)に該当する資格について記入 ・審査基準日において資格の要件があることが必要です。 ・実務経験による申請の場合、1業種につき、それぞれの実務経験年数が必要です。（10年間の実務経験で2業種なら20年） (実務経験の緩和についてはP72を参照) ※申請業種以外の業種については、資格を有していても、名簿に記載することはできません。</p>
	<p>講習受講</p>	<p>・1級相当の資格（P66～P70の技術職員有資格区分コード表で「◎」の資格のもの）を有する者が、<u>審査基準日において、監理技術者資格者証の交付を受けている場合で、かつ国土交通大臣登録講習を受講している場合は「1」を記入。</u>それ以外は「2」を記入</p>
	<p>監理技術者資格者証交付番号</p>	<p>監理技術者資格者証の交付番号を記入</p>
	<p>CPD単位取得数</p>	<p>・「CPD単位取得数」に記載する数値は、以下の算式で算出される数値を記載 $\frac{\text{審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数}}{\text{CPD認定団体ごとに掲げる数値}} \times 30$ (例1) 公益財団法人空気調和・衛生工学会から「20」単位認定されている場合 $20 \div 50 \times 30 = 12$ (例2) 一般財団法人建設業振興基金から「10」単位認定されている場合 $10 \div 12 \times 30 = 25$ ※小数点以下の端数がある場合は、切り捨てます。 ※1人の技術者につき2以上のCPD認定団体によって単位の取得が認定されている場合は、<u>いずれかの1つの団体のみ記載</u>できます。 ※各技術者のCPD単位の上限は30です。 ※取得単位が「0」の場合は空欄にしてください。 ※P81もご覧ください。</p>

業種コード表

工事種類	コード	工事種類	コード	工事種類	コード
土木一式工事	01	鋼構造物工事	11	熱絶縁工事	21
建築一式工事	02	鉄筋工事	12	電気通信工事	22
大工工事	03	ほ装工事	13	造園工事	23
左官工事	04	しゅんせつ工事	14	さく井工事	24
とび・土工・コンクリート工事	05	板金工事	15	建具工事	25
石工事	06	ガラス工事	16	水道施設工事	26
屋根工事	07	塗装工事	17	消防施設工事	27
電気工事	08	防水工事	18	清掃施設工事	28
管工事	09	内装仕上工事	19	解体工事	29
タイル・れんが・ブロック工事	10	機械器具設置工事	20		

告示別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50	公益社団法人日本建築士会連合会	12
一般財団法人建設業振興基金	12	公益社団法人日本造園学会	50
一般社団法人建設コンサルタント協会	50	公益社団法人日本都市計画学会	50
一般社団法人交通工学研究会	50	公益社団法人農業農村工学会	50
公益社団法人地盤工学会	50	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20	公益社団法人日本建築家協会	12
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50	一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20	一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20	一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人全日本建設技術協会	25	一般社団法人電気設備学会	12
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益社団法人土木学会	50	公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50	一般社団法人日本建築構造技術者協会	12
公益社団法人日本技術士会	50		

4 その他の審査項目（社会性等）

別紙三

(用紙A4)
20004

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無 [1.有、2.無、3.適用除外]

健康保険加入の有無 [1.有、2.無、3.適用除外]

厚生年金保険加入の有無 [1.有、2.無、3.適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 [1.該当、2.非該当]

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
8 (人)	2 (人)	25.0%

新規若年技術職員の育成及び確保 [1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
1 (人)	12.5%

CPD単位取得数 (単位) 技術者数 (人)

技能レベル向上者数 (人) 技能者数 (人) 控除対象者数 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 [1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

建設業の営業継続の状況

営業年数 (年)

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
昭和20年11月1日	年 月 日	

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 [1.有、2.無]

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 [1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 [1.有、2.無]

指示処分の有無 [1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 (人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均) (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
<input type="text" value="0"/> (千円)	<input type="text" value="0"/> (千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 (台)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 [1.有、2.無]

小数点第2位以下の端数は切り捨て

令和5年8月13日以前を審査基準日とする申請では記入不要

初めて許可を受けた日から審査基準日までの期間(休業等の期間を除く)を記入
年末満の端数は切り捨て

組織変更、合併、譲渡、分割等の内容を記載

「その他の審査項目（社会性等）（2004帳票）」記入上の注意点及び記入方法

項番 4 1	雇用保険加入の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・加入している場合:「1」を記入 ・加入義務があるが加入していない場合:「2」を記入 ・加入義務が無い場合:「3」を記入 <p>※従業員を1人でも雇用していれば加入義務があります。</p>
項番 4 2	健康保険加入の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・加入している場合:「1」を記入 ・加入義務があるが加入していない場合:「2」を記入 ・加入義務が無い場合:「3」を記入(国民健康保険加入は「3」) <p>※法人については代表者1人でも加入義務があります。 ※個人については常時5人以上雇用する場合は加入義務があります。</p>
項番 4 3	厚生年金保険加入の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・加入している場合:「1」を記入 ・加入義務があるが加入していない場合:「2」を記入 ・加入義務が無い場合:「3」を記入 <p>※法人については代表者1人でも加入義務があります。 ※個人については常時5人以上雇用する場合は加入義務があります。</p>
項番 4 4	建設業退職金共済制度加入の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・加入している場合:「1」を記入 ・加入していない場合:「2」を記入 <p>※契約上の義務を正しく履行している場合にのみ対象となります。</p>
項番 4 5	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・どちらかに加入している場合:「1」を記入 ・どちらにも加入していない場合:「2」を記入 <p><退職一時金制度> 1 原則として建設業に従事するすべての従業員を対象とすることが必要です。 2 退職年金の支払方法が一時払いを選択できる(年金の支払いに代えて一時金を支払う)としても、退職一時金制度導入とはなりません。 3 <u>会社内規での退職金制度の場合、労働基準法による就業規則の労働基準監督署への届出等、法令上の義務を履行していないと対象となりません。また、著しく低額で名目的制度に過ぎないものも退職一時金制度導入とはなりません。</u></p> <p><企業年金制度> 厚生年金基金の設立または加入、確定拠出年金制度の導入又は確定給付年金制度の導入の場合に限り審査対象となります。</p>
項番 4 6	法定外労働災害補償制度加入の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・加入している場合:「1」を記入 ・加入していない場合:「2」を記入 <p>対象となる契約先 ① (公財)建設業福祉共済団 ② (一社)全国建設業労災互助会 ③ 全日本火災共済協同組合連合会 ④ (一社)全国労働保険事務組合連合会 ⑤ 損害保険会社 ⑥ 中小企業等協働組合法の認可を受けて共済事業を行う者</p> <p>④ (一社)全国労働保険事務組合連合会、⑤損害保険会社との契約の場合、以下の4つの要件を満たしていることが必要です。 ・<u>共同企業体及び海外工事を除くすべての工事現場が補償対象</u> ・<u>直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること</u> ・業務災害と通勤災害(出・退勤とも)いずれも対象 ・<u>補償範囲が死亡及び労災障害等級1～7級以上のもの</u></p>

<p>項番 4 7</p>	<p>若年技術職員の継続的な育成及び確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入 ・「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を記入 ・「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を記入 ・「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載 (割合は、小数点第2位以下の端数は切り捨てて表示) <p>※経営規模等評価を申請していない業種のみにおいて技術者資格を有する若年者は評価の対象外であり、若年技術職員として計算に含めることはできません。技術職員名簿への掲載の基準と同一の扱いとなります。(項番48も同様。)</p>
<p>項番 4 8</p>	<p>新規若年技術職員の育成及び確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入 ・「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を記入 ・「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載 (割合は、小数点第2位以下の端数は切り捨てて表示)
<p>項番 4 9</p>	<p>CPD単位取得数 技術者数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CPD単位取得数 別紙第二「技術職員名簿」に記載されたCPD単位取得数と、別紙様式第4号「CPD単位を取得した技術職員名簿」に記載されたCPD単位取得数の合計を記入(小数点以下は、切り捨て) ・技術者数 別紙第二「技術職員名簿」に記載された人数と様式第4号「CPD単位を取得した技術職員名簿」に記載された人数合計を記入
<p>項番 5 0</p>	<p>技能レベル向上者数 技能者数 控除対象者数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技能レベル向上者数 認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上した者の数を記入 ・技能者数 様式第5号「技能者名簿」に記載された人数を記載 ・控除対象者数 様式第5号「技能者名簿」の「控除対象」欄に○が記載されている者の数を記載
<p>項番 5 1</p>	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく「えるぼし認定(第1段階目)」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定(第2段階目)」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定(第3段階目)」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入

項番 5 2	次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	・審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入
項番 5 3	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	・審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入
項番 5 4	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	・審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入
		令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から適用です。 令和5年8月13日以前を審査基準日とする申請では、申請書への記載及び確認資料の添付は不要です。
項番 5 5	営業年数	建設業許可(又は登録)取得時点から審査基準日までの営業年数を記入(1年未満の端数は切り捨て) ※建設業登録の場合、必ず登録取得日を備考欄に記載 許可切れ等により無許可で営業を行っていた期間がある場合には、その期間を「休業等期間」の欄に記入し、その期間は営業年数から控除して記入 組織変更や事業譲渡等があった場合には「備考」欄に具体的に記入 許可換えや許可切れがあった場合には、「備考」欄に許可換え前、許可切れ前の許可番号を記入
項番 5 6	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	・平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は、「1」を記入 ・その他の場合は、「2」を記入
項番 5 7	防災協定の締結の有無	・締結している場合：「1」を記入 ・締結していない場合：「2」を記入 ※防災協定とは、災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設業者と行政機関等との間の協定をいいます。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合には、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の活動計画書や証明書等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる企業について加点対象となります。 ・ 協定の内容については、災害時の建設業者の活動義務について定めた協定であればよく、具体的な活動内容について制限はありません（建設工事に該当しない活動でもかまいません）。 ・ 有償で行われる活動であっても加点対象となります。ただし、防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約とみなされるような場合は除きます（例えば協定において単価を定めているような場合は、期間委託契約の性質が強く営業そのものであるため、原則的に加点対象外となります。ただし、事務効率化等のため事前に単価を定めている場合でその単価が明らかに実費相当であるような場合は加点対象となります）。また、協定締結者を入札で決定しているような場合等も加点対象外となります。 ・ 複数の防災協定を締結していても重複加点はされません。

項番 5 8 項番 5 9	法令遵守の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・審査対象事業年度において、建設業法第28条に基づく処分を受けている場合は、「1」を記入 ・その他の場合は、「2」を記入
項番 6 0	監査の受審状況	<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合は、「1」を記入 ・会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合は、「2」を記入 ・建設業に従事する職員のうち、項番 61 に該当する者が、建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目を用いて経理処理の適正を確認した旨を「様式第2号（別添含む）」の書類に自らの署名（自筆。ワープロ等による記名は不可。）を付して提出した場合は、「3」を記入 ・いずれにも該当しない場合は、「4」を記入
項番 6 1	公認会計士等の数	<p>次にあげる方が常勤している場合にその人数を記入（6か月超の雇用関係は不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者 ・税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者 ・1級建設業経理士、1級建設業経理事務士であって合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者又は、登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
項番 6 2	二級登録経理試験合格者等の数	<p>次にあげる方が常勤している場合にその人数を記入（6か月超の雇用関係は不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2級建設業経理士、2級建設業経理事務士であって合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者又は、登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
項番 6 1 項番 6 2	公認会計士等の数 二級登録経理試験合格者等の数	<p>※平成28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者で講習等を受講していない者であっても、審査基準日が令和5年3月末までの間は、引き続き経審上評価対象となります。</p>
項番 6 3	研究開発費（2期平均）	<ul style="list-style-type: none"> ・監査の受審状況（項番60）において「1. 会計監査人の設置」を選択した場合のみ、2期平均の額を記入 ・研究開発費の額は、会計監査人設置会社において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って処理されたものに限りません。
		<p>※審査対象事業年度及び前審査対象事業年度における研究開発費の平均の額をもって審査します。</p> <p>※決算期が12か月に満たない場合は、完成工事高と同じ方法で換算して算出</p>

<p>項番 6 4</p>	<p>建設機械の所有及びリース台数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているもの、又は自動更新条項付契約書で一定の条件を満たしたもの。） ・建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入
<p>項番 6 5</p>	<p>エコアクション21の認証の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入
<p>項番 6 6</p>	<p>ISO9001の登録の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は、「1」を記入 ・その他の場合は、「2」を記入
<p>項番 6 7</p>	<p>ISO14001の登録の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は、「1」を記入 ・その他の場合は、「2」を記入

5 審査手数料証紙貼付書

(用紙A4)

審査手数料証紙貼付書

申請者 _____

注 意 事 項

- 1 神奈川県証紙を貼付してください。
- 2 証紙は消印しないでください。

手 数 料 早 見 表

(単位 円)

業種数	手数料	総合評定値を 希望しない場 合	確認	業種数	手数料	総合評定値を 希望しない場 合	確認
1	11,000	10,400		9	31,000	28,800	
2	13,500	12,700		10	33,500	31,100	
3	16,000	15,000		11	36,000	33,400	
4	18,500	17,300		12	38,500	35,700	
5	21,000	19,600		13	41,000	38,000	
6	23,500	21,900		14	43,500	40,300	
7	26,000	24,200		15	46,000	42,600	
8	28,500	26,500		16	48,500	44,900	

◎早見表により手数料を確認し、事前に証紙を貼付した上でご提出ください。

6 工事経歴書

決算変更届に様式第2号を添付し、かつ経営事項審査受審用記載要領を満たしている場合、提出を省略できます。

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

（用紙A4）

工事経歴書

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事 （税込・**税抜**）

工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事高について、その完成工事高を括弧書きで記入

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記す） 主任技術者 監理技術者	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月	
① 横浜市	元請		〇〇公園外構工事	神奈川県横浜市	神奈川 太郎	レ	32,000 千円		令和4年6月	令和4年8月
② 川崎市	元請		市道〇〇号線地盤改良工事	神奈川県川崎市	神奈川 次郎	レ	(13,400) 60,000 千円		令和4年4月	令和4年5月
③ (株)睦月	元請		〇〇ビル基礎工事	神奈川県横浜市	神奈川 次郎	レ	7,000 千円		令和5年2月	令和5年3月
④ (株)弥生	下請		法面防護工事	神奈川県川崎市	神奈川 次郎	レ	22,300 千円	7,500 千円	令和4年5月	令和4年7月
⑤ (株)睦月	下請		〇〇学校ブロック塀解体工事	神奈川県秦野市	神奈川 次郎	レ	15,000 千円		令和4年6月	令和4年7月
⑥ 藤沢市	元請		市道〇〇号線道路側溝工事	神奈川県藤沢市	神奈川 次郎	レ	6,000 千円		令和4年6月	令和5年3月
⑦ (株)如月	下請		A 駅玄関コンクリート工事	神奈川県南足柄市	神奈川 次郎	レ	5,500 千円		令和4年9月	令和5年1月
工事経歴書に記載したもののうち、請負金額（工事進行基準を採用している場合は審査対象事業年度に売上計上された金額）の大きいもの上位3件の契約書等の写しを添付する（上記の①、④、⑤の3件です。）							千円		年 月	年 月
主な未成工事							千円		年 月	年 月
神奈川県 元請 掘削工事 神奈川県横浜市							19,500 千円		令和4年9月	令和5年5月
							千円		年 月	年 月
小 計 7 件							101,200 千円	7,500 千円	うち、元請工事 58,400 千円	7,500 千円
合 計 14 件							137,500 千円	7,500 千円	うち、元請工事 74,800 千円	7,500 千円

参考 全体で軽微な工事が10件に達した場合

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

（用紙A4）

工事経歴書

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事 （税込・**税抜**）

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記す） 主任技術者 監理技術者	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月	
① 横浜市	元請		〇〇公園車止め設置工事	神奈川県横浜市	神奈川 三郎	レ	8,000 千円		令和4年6月	令和4年8月
② 川崎市	元請		〇〇小学校外構工事	神奈川県川崎市	神奈川 三郎	レ	4,500 千円	A	令和4年4月	令和4年5月
③ (株)睦月	元請		A 邸宅地盛土及び基礎工事	神奈川県座間市	神奈川 三郎	レ	3,300 千円	B	令和4年10月	令和5年1月
④ (株)如月	元請		B 邸建方工事	神奈川県横浜市	神奈川 三郎	レ	1,900 千円	C	令和4年5月	令和4年8月
⑤ (株)弥生	下請		〇〇川改修工事の内掘削工事	神奈川県平塚市	神奈川 三郎	レ	8,000 千円		令和4年9月	令和4年9月
⑥ (株)卯月	下請		C 邸隣接工事の内外構工事	神奈川県厚木市	神奈川 三郎	レ	4,500 千円	D	令和4年9月	令和4年9月
⑦ (株)皐月	下請		D 邸改修工事の内仮設工事	神奈川県小田原市	神奈川 三郎	レ	2,500 千円	E	令和5年1月	令和5年2月
⑧ (株)水無月	下請		〇〇ビル新築工事の内くいす打ち	神奈川県相模原市	神奈川 三郎	レ	2,000 千円	F	令和4年5月	令和5年3月
⑨ (株)文月	下請		県道〇〇号線改良工事の内カッター工事	神奈川県横須賀市	神奈川 三郎	レ	1,800 千円	G	令和4年6月	令和4年8月
⑩ (株)長月	下請		C 駅玄関コンクリート工事	神奈川県川崎市	神奈川 三郎	レ	1,700 千円	H	令和4年8月	令和4年12月
⑪ (株)神無月	下請		D 邸隣接工事の内基礎工事	神奈川県横浜市	神奈川 三郎	レ	1,600 千円	I	令和4年11月	令和4年12月
⑫ (株)霜月	元請		県道〇〇号線道路側溝工事	神奈川県厚木市	神奈川 三郎	レ	1,500 千円	J	令和4年11月	令和4年12月
							千円		年 月	年 月
小 計 12 件							41,300 千円		うち、元請工事 19,200 千円	
合 計 50 件							96,000 千円		うち、元請工事 24,000 千円	

実際の様式はA4横です

「工事経歴書（様式第2号）」記入上の注意点及び記入方法（経営事項審査受審者用）

- ・直前事業年度の完成工事について、業種ごとに作成します。
- ・請負代金の額は消費税抜きで記載します（免税事業者を除く）。

＜次の順序で記載して下さい＞

- ① まず、**元請工事に係る完成工事高**の合計額のおおむね7割を超えるまで、請負代金の大きい順に元請工事を記載します。
- ② それに続けて、すでに記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事の完成工事について、**すべての完成工事高**のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の大きい順に工事を記載します。

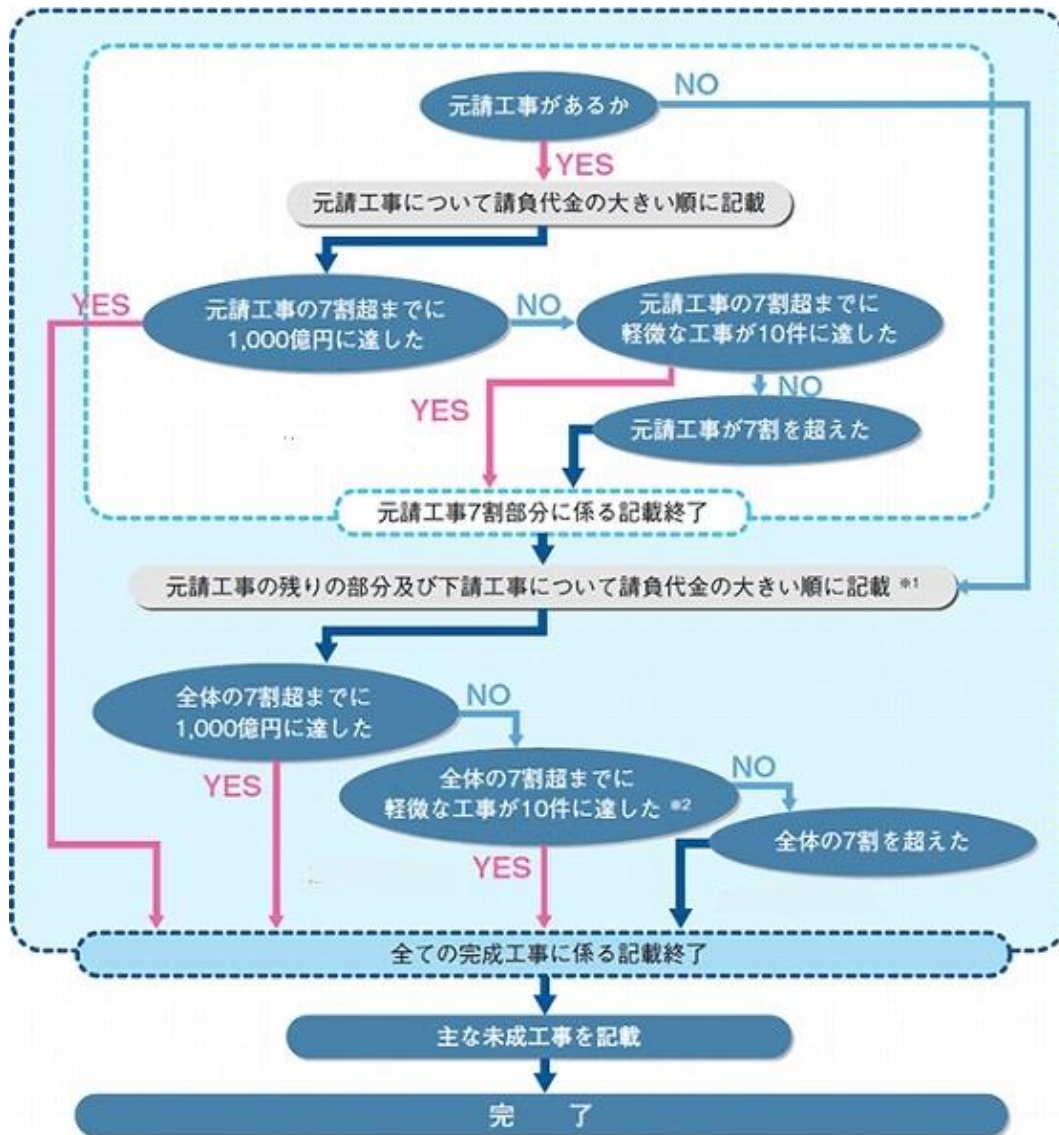
※ ただし、軽微な工事（建築一式工事は、1,500万円未満、その他の建設工事は500万円未満（税込））については、①、②合わせて10件を超えて記載することを要しません。

- ③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の大きい順に記載して下さい。

注文者 ※	請け負った一つの契約ごとに、請負契約の相手方(下請工事については、当該下請工事の直接の注文者)の商号又は名称を記入
工事名 ※	工事請負契約書等の工事名称をもとに、業種がわかるよう具体的に記入
※記載内容により個人の氏名が特定されないよう十分に留意して下さい。	
請負代金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税抜きで記入(免税事業者を除く)。 ・ 「うち、()」には、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木一式工事→プレストレストコンクリート構造物(PC)工事を ・ とび・土工・コンクリート工事→法面処理工事を ・ 鋼構造物工事→鋼橋上部工事を それぞれ内数として記入
JVの別	共同企業体として行った工事については、「JV」と記入
配置技術者	工事現場に配置した、主任技術者及び監理技術者(許可を受けている業種の専任技術者になり得る資格を持つ者で、工事現場で技術管理を行なう者)の氏名、主任技術者又は監理技術者の別を記入 工期途中で変更があった場合は、全員の名前を記入
小計	ページごとに記載した工事の合計を記入 「うち元請工事」の欄には、元請工事の完工高を記入
合計	当該年度における全ての完成工事の件数と完成工事高の合計を記入(複数枚にわたる場合は最終ページにのみ記入) <u>工事経歴書に記載した工事の合計ではありません。</u>

* 経営事項審査の受審の際、確認書類として提出する工事請負契約書等のコピーには、必ず業種・番号(請負金額順の通し番号)を記入して(P58参照)、工事経歴書と確認書類との対応関係を明確にしてください。

工事経歴書(様式第2号)の記載フロー



※1 元請工事が無い場合は、下請工事のみ記載

※2 元請7割分に記載した軽微な工事と合わせた件数で判断。元請工事に軽微な工事が無い場合は、下請工事のみで判断

7 建設工事の業種区分一覧表

☆印の工事は P51～P57 の建設工事の区分の考え方も参照してください。

コード	工事種類	内容	工事の例示
010 (011)	☆土木一式工事 (プレストレストコンクリート工事)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ）	
020	☆建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
030	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
040	☆左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
050 (051)	☆とび・土工・コンクリート工事 (法面処理工事)	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ) その他基礎的ないしは準備的工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の楊重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
060	☆石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事

コード	工事種類	内容	工事の例示
070	☆屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
080	☆電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、機内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
090	☆管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設置工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事
100	☆タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り工事)、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
110 (111)	☆鋼構造物工事 (鋼橋上部工事)	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、棟梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯俗用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
120	☆鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
130	☆舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
140	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
150	☆板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
160	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付工事、ガラスフィルム工事
170	☆塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
180	☆防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事

コード	工事種類	内容	工事の例示
190	☆内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上げ工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
200	☆機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排機機器設置工事
210	熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷機設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
220	☆電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
230	☆造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑池を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
240	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備等を行う工事	さく井工事、観測井工事、環元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
250	建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
260	☆水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
270	☆消防施設工事	火災警報設備、消化設備、避難設備若しくは消化活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事

コード	工事種類	内容	工事の例示
280	清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
290	☆解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

☆ 業種区分に関する注意事項 ☆

※ P51～P57の「建設工事の区分の考え方」も参照してください。

○ 「土木一式工事」と「建築一式工事」は他の27業種の「専門工事」とは異なり、総合的な企画指導調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事とされています。したがって個別の専門工事として施工が可能である工事は「一式工事」に該当しません。

○ 下請工事であっても、当該工事が「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物（又は建築物）を建設する工事」に当たる場合においては、告示等（法第二条（定義）関係）上、一式工事と判定されることとなります。

※ 但し、告示等において記載されている「総合的な企画、指導、調整」については、一括下請負禁止規定等の兼ね合いから、民間工事における合法的な一括下請負のケースを除いては、下請工事に関し、一式工事に該当する事例は極めて少ないと思われます。

○ 一式工事の許可を受けた業者が、他の「専門工事」を単独で請け負う場合は、その専門工事の許可を受けなければなりません。

○ 主たる工事として施工する専門工事において、附带的に発生する他の専門工事（「附帯工事」という。例えば屋根工事における塗装作業等）が含まれたとしても、主たる工事の業種で判断されます。

どの業種に該当するか不明な工事がある場合は、次の問合せ先にご連絡ください。

<問合せ先>

神奈川県 建設業課 横浜駐在事務所 経営事項審査担当

電話：045-313-0722

建設工事の区分の考え方

コード	工事種類	区分の考え方
010 (011)	☆土木一式工事 (プレストレストコンクリート工事)	<p>①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、<u>公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』</u>であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく、『土木一式工事』に該当する。</p>
020	☆建築一式工事	<p><u>ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</u></p>
040	☆左官工事	<p>①<u>防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種でも施工可能である。</u></p> <p>②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</p> <p>③『左官工事』における「吹付け工事」とは、<u>建築物に対するモルタル等を吹付ける工事</u>をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。</p>
050 (051)	☆とび・土工・コンクリート工事 (法面処理工事)	<p>①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下の通りである。<u>根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」</u>である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合も含む。</p> <p>②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、<u>既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」</u>である。</p> <p>③「プレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する</p>

コード	工事種類	区分の考え方
		<p>プレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>④『とび・土工・コンクリート工事』における「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。</p> <p>⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「<u>モルタル吹付け工事</u>」及び「<u>種子吹付け工事</u>」を総称したものであり、<u>法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事</u>をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。</p> <p>⑥『とび・土工・コンクリート工事』における「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。</p> <p>⑦『とび・土工・コンクリート工事』における「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。</p> <p>⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、<u>それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート』における「屋外広告物設置工事」</u>である。</p> <p>⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。</p>
060	☆石工事	<p>①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下の通りである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。<u>建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」</u>である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合も含む。</p>
070	☆屋根工事	<p>①「瓦」「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「<u>板金屋根工事</u>」も『<u>板金工事</u>』ではなく『<u>屋根工事</u>』に該当する。</p> <p>②「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。</p> <p>③<u>屋根一体型の太陽光パネル設置工事</u>は『<u>屋根工事</u>』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p>

コード	工事種類	区分の考え方
080	☆電気工事	<p>①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p> <p>②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
090	☆管工事	<p>①『管工事』における『冷暖房設置工事』、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく、『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>

コード	工事種類	区分の考え方
100	☆タイル・れんが・ブロック工事	<p>①『タイル工事』における「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</p> <p>②『タイル工事』における「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイプ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</p> <p>③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下の通りである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。<u>コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合も含む。</u></p>
110 (111)	☆鋼構造物工事 (鋼橋上部工事)	<p>①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、<u>鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」</u>であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、<u>現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」</u>であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p>
120	☆鉄筋工事	<p>『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。</p>
130	☆舗装工事	<p>①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</p> <p>②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。</p>

コード	工事種類	区分の考え方
150	☆板金工事	<p>①『板金工事』における「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。</p> <p>②「瓦」「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p>
170	☆塗装工事	<p>下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</p>
180	☆防水工事	<p>①『<u>防水工事</u>』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</p> <p>②<u>防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種でも施工可能</u>である。</p>
190	☆内装仕上工事	<p>①『内装仕上工事』における「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。</p> <p>②『内装仕上工事』における「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。</p> <p>③『内装仕上工事』における「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。</p>
200	☆機械器具設置工事	<p>①『<u>機械器具設置工事</u>』には広くすべての機械器具類の設置する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、<u>これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</u></p> <p>②『機械器具設置工事』における運搬機器設置工事には「昇降機設置工事」も含まれる。</p> <p>③『<u>機械器具設置工事</u>』における「<u>給排気機器設置工事</u>」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。</p> <p>④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>

コード	工事種類	区分の考え方
220	☆電気通信工事	<p>①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。</p> <p>②『<u>機械器具設置工事</u>』には広くすべての機械器具類の設置する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『<u>消防施設工事</u>』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『<u>電気工事</u>』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
230	☆造園工事	<p>①『造園工事』における「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</p> <p>②『造園工事』における「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。</p> <p>③『造園工事』における「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所、その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</p> <p>④『造園工事』における「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。</p> <p>⑤『造園工事における』「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</p>
260	☆水道施設工事	<p>①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、<u>上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』</u>である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく、『土木一式工事』に該当する。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、<u>公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』</u>に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>

コード	工事種類	
270	☆消防施設工事	<p>①『消防施設工事』における「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>②『<u>機械器具設置工事</u>』には広くすべての機械器具類の設置する工事が含まれるため、<u>機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するもの</u>とし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
280	☆清掃施設工事	<p>①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、<u>公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</u></p>
290	☆解体工事	<p><u>それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は、各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。</u></p>

8 確認書類一覧及びその留意点について

①	許可通知書の写し	現在有効な建設業許可通知書のコピーをすべて添付
②	工事請負契約書等のコピー	<p>・ 審査対象業種ごとに、経審受審用記載要領を満たした工事経歴書(P44～P46 参照)記載の<u>請負金額順上位3件(3件に満たない場合はすべて)</u>について、工事請負契約書、注文書等のコピー</p> <p>・ 上記資料がない場合は、「<u>請書または請求書のコピー+入金</u>が確認できる書類(領収書・預貯金通帳等)のコピー」</p> <p>※ 契約書、注文書等に当事者の押印が無い場合も入金が確認できる書類が必要</p> <p>※ 電子媒体による契約書、注文書等の場合は、印影がない旨を付箋等でコメントしてください。</p> <p>・ <u>契約書等コピーの右上余白に、業種・番号(請負金額順の通し番号)を記入してください。</u></p> <p>(例) 土木一式工事の工事経歴書記載のうち請負金額順3番目の契約書等コピー → 「土-3」と記入。</p> <p>・ <u>JVの場合は、出資比率確認のためJVの協定書もあわせて提出してください。</u></p> <p>・ <u>請負金額の計算が複雑な場合は、余白か別紙に計算過程を記載してください。</u></p> <p><特に留意してください></p> <p>① 工事請負契約書等で審査対象業種の工事を行ったことが明確でないときは、さらに工事内訳書・見積書等を添付してください。</p> <p>・ 工事件名(業種)が<u>不明</u> 例:A邸工事、改修工事、改築工事、補修工事など</p> <p>・ <u>現場名のみ</u></p> <p>・ 機械器具や電気・空調・消防設備等の<u>製品名のみ</u></p> <p>・ ○○維持管理工事、○○調査工事、○○点検工事など、<u>委託とも考えられるもの</u></p> <p>・ 対象物が不明な解体工事、撤去工事</p> <p>・ 工事名と発注業種が一致しない場合</p> <p>② 積み上げ(P30 参照)を行う場合は、審査対象業種(積み上げ先)、積み上げ元の業種ともに経審受審用記載要領を満たした工事経歴書記載上の請負金額順上位3件ずつ(3件に満たない場合はすべて)添付してください。</p>

※完成工事高について

建設業法が定める「建設業」とは、「建設工事の完成を請け負う営業」を指します(建設業法第2条第2項)。したがって、下記のような建設工事に該当しないものについては、完成工事高に含めることはできません。

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| ・ ガス、空調、消防施設等の機械器具の保守、点検、管理業務 | ・ 緑地、公園等の管理業務 |
| ・ 船舶や航空機など土地に定着しない工作物の建造 | ・ 樹木の剪定、草刈、除草 |
| ・ 自家用工作物に関する工事 | ・ 道路等の清掃業務 |
| ・ 調査(埋蔵文化財発掘等を含む)、測量、設計等の委託業務 | ・ 土砂の運搬業務 等 |

経営事項審査申請時において、建設工事に該当しない売上が完成工事高に含まれていた場合は、決算変更届を正確なものに差替え、経営状況分析の審査を再度行っていただきます。また、1つの工事請負契約に係る完成工事高を、分割または重複して計上することはできません。1つの契約に複数の工種が含まれる場合には、原則として、発注者がどの工種の完成を目的として工事を発注したかを考慮した上、該当する工種の完成工事高に当該工事請負契約の売上高を計上してください。

※工事請負契約書について

建設業法は、第 19 条において、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、同条第 1 項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならないこととしています。

※一式工事について

建設工事の種類のうち、土木一式工事と建築一式工事は総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事であり、専門工事を有機的に組み合わせて建設工事を行う場合の業種です。通常、元請として請負います。

③	消費税及び地方消費税 納税証明書（その 1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準日を含む事業年度分のもので、発行後 3 か月以内の写し ・ 電子納税証明書の場合 →納税証明データシート（電子納税証明書を紙に出力したもの） ・ 原則、免税事業者であっても納税証明書は必要です。ただし、次の場合は下記書類の提出をもって代えることができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 法人設立（個人事業の開業）後、<u>最初の決算を迎える前に申請する場合は、「法人設立届出書（個人事業の開業届出書）」</u>のコピー (2) 審査基準日を含む事業年度から<u>新たに免税事業者となった場合は、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」</u>のコピー <p>※「①この届出の適用開始課税期間」に審査基準日が含まれていることを確認してください。</p>
	<p><特に留意してください></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未納金額があっても受付けますが、神奈川県競争入札参加資格の認定には完納が条件になりますのでご注意ください。 ・ 電子納税証明書は、必ず紙に出力したものをご提出ください。電子媒体（CD-R、USB 等）による提出は認められておりません。 ・ 初めて経営事項審査を申請する場合又は前事業年度の経審を受けていない場合には、前事業年度分（3 年平均を選択する場合には前々事業年度分）も必要です。 	

※消費税及び地方消費税の納税証明書・確定申告書について

下記の場合、どちらも原則として申請書を受領できません。（別途説明を求めます。）

(1) 納税証明書の 納付すべき額 ≠ 確定申告書の 差引税額 (⑨) + 納税額 (⑳) の場合
→ 修正申告していないかご確認ください。

(2) 完成工事高 > 確定申告書の 課税標準 (①) の場合

→ 完成工事高に兼業売上や雑収入を含めて計上していないか、経営状況分析機関に提出した財務諸表が消費税込みで作成されたものでないか、ご確認ください。

この場合は、**経営状況分析の申請を再度行っていただきます。**

また、完成工事高に海外工事や米軍等の工事の売上（不課税）を含む場合には、当該工事の契約書のコピー等を添付してください。

技術者及び技能者にあつては(1)及び(2)、公認会計士等に
あつては(1)の書類が必要です。

※必ず技術職員名簿順に確認資料を並べ、確認書類の技術
職員に名簿の通番をふってください。

(1) 審査基準日時点で常勤であることを証する書類

- ① 社会保険の標準報酬決定通知書（コピー）
－審査基準日直前に通知を受けたもの－
- ② 住民税の特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）
（コピー）

－勤務先の事業所名が記載されているもの－

※ 税額が0円の場合、以下のいずれかの書類を併せて提出

- ・審査基準日直前の年の源泉徴収票
- ・審査基準日の属する月分の給与明細（採用後1年未満のため、源泉徴収票が発行されていない場合に限る。）

場合により、追加資料の提出等を求めることがあります。

- ③ 社会保険の資格取得確認通知書（コピー）
－算定基礎提出後に雇用した職員分－
- ④ 建設業許可に係る申請・届出の代表者（※注）であつて、経營業務の管理責任者又は専任技術者を兼ねている場合は、次のいずれか

- ・経營業務の管理責任者を兼ねている場合：現在有効な常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書
- ・専任技術者を兼ねている場合：現在有効な専任技術者証明書又は専任技術者一覧表

※代表取締役等（代表取締役を置かない会社の取締役、持分会社の代表社員、法人格がある組合の代表理事を含む）・個人事業主

- ⑤ 国民健康保険の加入証明書
（6ヶ月超の確認資料としては不可）
－資格取得年月日が記載されたもの－
- ⑥ 所得税確定申告書及び決算書の事業専従者欄（コピー）
－個人事業の場合のみ－
- ⑦ 所得税確定申告書及び決算書の給料支給欄（コピー）
－個人事業の場合のみ－

☆ 以下の資料は(1)の資料としては認めていません ☆

- ・健康保険被保険者証、国民健康保険証
- ・法人税確定申告書の表紙及び役員報酬欄

(2) 技術者（代表取締役等又は個人事業主を含む。）及び技能者については、審査基準日から遡って6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があることを証する書類（次の（ア）～（エ）のいずれかを添付し、（オ）～（カ）は該当する場合に追加して添付）

ただし、前年度の経審申請書副本の提示により、技術職員名簿で名前が確認できる場合（前年度と今年度の審査基準日（決算日）の間が6ヶ月を超える場合に限ります。）、及び、上記（1）の資料として③を添付している場合は、書類の添付を省略できます。

④ 建設業に従事する職員（技術者・技能者及び公認会計士等）の常勤確認書類

	<p>(ア) 上記(1)において①、②のうちのいずれかを添付した場合の同書類の前期分 (コピー)</p> <p>(イ) 健康保険被保険者証 (コピー) ー事業所名の表示のあるもの。市町村国保は不可ー ※ 記号番号はあらかじめマスキングしてください。 ※ 国民健康保険証は不可</p> <p>(ウ) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (コピー) ー上記(ア) 又は(イ)が添付できない場合ー</p> <p>(エ) 審査基準日から遡って7ヶ月分の源泉徴収簿または賃金台帳 (コピー) ー上記(ア)～(ウ)が添付できない場合で、かつ審査基準日の属する月から遡って6ヶ月分の月額が毎月すべて10万8千円以上である場合のみー</p> <p>なお、高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者については、上記に加えて次の書類を添付</p> <p>(オ) 継続雇用制度の対象者であることを証する書面(様式第3号)</p> <p>(カ) 継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則 (コピー) ー常時10人以上の労働者を使用する企業の場合ー</p> <p>☆ 以下の資料は(2)の資料としては認めていません ☆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険証 ・ 国民健康保険の加入証明書 ・ 法人税確定申告書の表紙及び役員報酬欄 ・ 許可申請書に添付されている専任技術者一覧表
--	--

<特に留意してください>

- ・常勤確認書類のうち、前掲(1)の①、②、⑥及び⑦については、審査基準日の直前に発行、作成されたものを添付してください。

ただし、以下の場合には発行日と審査基準日の関係から、例外的に可とします。

①社会保険の標準報酬決定通知書

→ 4月～7月が審査基準日であれば、当該年度の標準報酬決定通知書(通常8月に通知)でも可とする。

②住民税の特別徴収税額通知書

→ 4月が審査基準日であれば、当該年度の特別徴収税額通知書(通常5月に通知)でも可とする。

- ・社会保険の算定基礎届は確認資料にはなりません。
- ・後期高齢者医療制度対象者は、上記のいずれかを添付していただくか、審査基準日より前に住民税を特別徴収に切り替えるなどの対応をお願いします。
- ・前年度経審申請書副本を紛失した場合、(1)及び(2)の両方の資料が必要となります。
- ・審査基準日から遡って6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があることとは、次の期間計算により「6ヶ月前と1日」以上の雇用があることとなります。
 - ① 審査基準日(決算日)の前日を起算日とする。
 - ② 起算日の6ヶ月前の月の応当日の翌日を6ヶ月前とする。ただし、応当日が存在しない場合には翌月の初日を6ヶ月前とする。
 - ③ 6ヶ月前の前日を6ヶ月と1日とする。

審査基準日	起算日	6ヶ月前	6ヶ月前と1日
R6. 1. 31	R6. 1. 30	R5. 7. 31	R5. 7. 30
R6. 2. 28	R6. 2. 27	R5. 8. 28	R5. 8. 27
R6. 3. 31	R6. 3. 30	R5. 10. 1	R5. 9. 30

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第 2 5 号の 1 1 ・別紙 2 の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長

年 月 日

北海道開発局長

知事 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

通番	氏 名	生年月日

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 規則別記様式第 2 5 号の 1 1 ・別紙 2 の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（6 5 歳以下の者に限る。）について記載すること。
- 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第 2 5 号の 1 1 ・別紙 2 の記載と統一すること。

< 6ヶ月を超える恒常的な雇用関係の考え方について >

常勤職員とは、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者であり、P60～P62の確認書類があっても、パート・アルバイトの方等は含みません。

< 出向者の取扱いについて >

出向者であっても出向先で常勤であれば出向先の職員として評価の対象とします。

(当然、出向期間中は他社はもちろん出向元の技術職員名簿にも載せられません。)

この場合、確認書類として出向協定書と出向元の常勤確認書類を添付してください。

出向協定書には、少なくとも次の内容が定められていることが必要です。

- ・ 出向期間(最低でも1年以上かつ**審査基準日前6か月超**の期間が含まれていること)
- ・ 出向者の身分保障及び指揮監督権について
- ・ 出向者への給与支払い及び社会保険料負担について (及び出向料について)

なお、上記の項目を満たしていても、実態が伴わない名目的なものである場合には出向者としての取扱いをお断りすることがあります。また、場合により建設業法第50条に基づき処分されることがあります。

<p>⑤</p>	<p>技術職員の資格確認書類 (実務経験による技術者の場合は、添付不要)</p>	<p>合格証明書、免許証等(コピー) ただし、資格に関する確認資料(合格証等)に有効期限がなく、前回の申請時と変更がない技術職員については、確認資料の提出は不要です(有効期限のある「基幹技能者」、「地すべり防止工事」、「大臣認定者」については、毎回確認資料の提出が必要)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準日以前に資格等(P66～P70)を有していることが必要です(試験日や合格通知等の日付ではなく、確認資料である合格証明書や免状等の日付が審査基準日以前であることが必要です)。 ・ 技術職員名簿と氏名、生年月日、資格等を照合しますので、技術職員名簿順に書類(資格者証等)を揃えておいてください。
<p>⑥</p>	<p>技術職員の講習受講を証する書類</p>	<p><監理技術者講習受講を証する書類> 監理技術者資格者証(写し)+監理技術者講習修了証(写し) ※平成28年6月1日施行の新様式の場合は、監理技術者資格者証(裏表両面の写し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級相当技術者(技術職員有資格区分コード表(P66～P70)で「◎」の資格をお持ちの方)で講習受講を「有」で申請する場合のみ必要です。 <p><特に留意してください></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>監理技術者講習の修了年月日の属する年の翌年から5年以内に審査基準日が含まれていることが必要です。</u> (例)修了年月日が平成30年2月28日の場合の有効期間 →平成30年2月28日～令和5年12月31日 <u>なお、審査基準日後に新たに監理技術者講習を受けた場合については、古い(審査基準日前の)講習修了証写しが必要になりますので、ご注意ください。</u> ・ 監理技術者資格者証記載の資格及び業種(「建設業の種類」が「1」の業種)の範囲内で申請が可能です。 ・ 資格が実経(実務経験)と記載されている場合、1級相当技術者ではないので、監理技術者としての加点対象となりません。

技術職員有資格区分コード表

コード	資格区分	1級	2級	その他	確認資料
001	法第7条第2号イ該当～学校卒業後実務経験			△	※添付不要です。
002	法第7条第2号ロ該当～10年の実務経験			△	
003	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)～大臣認定			△	大臣認定書
004	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)～大臣認定			△	
099	その他(実務経験の緩和、専門学校卒業後実務経験)			△	※添付不要です。

コード	資格区分	申請業種	実務経験	1級	2級	その他	確認資料
「建設業法」に定める資格							
111	1級建設機械施工技士	土・と・舗		◎			合格証明書
212	2級建設機械施工技士(第1種～第6種)	土・と・舗			○		
113	1級土木施工管理技士	土・と・石・鋼・舗・ し・塗・水・解【注1】		◎			
		左・屋・タ・筋・防・ 絶・井・清	3年			△	
11H	1級土木施工管理技士補	左・と・石・屋・タ・ 筋・し・塗・防・絶・ 井・水・清・解	3年			△	
214	2級土木施工管理技士(土木)	土・と・石・鋼・舗・ し・水・解【注1】			○		
		左・屋・タ・筋・塗・ 防・絶・井・清	5年			△	
21J	2級土木施工管理技士補(土木)	左・と・石・屋・タ・ 筋・し・塗・防・絶・ 井・水・清・解	5年			△	
		塗			○		
215	2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	左・と・石・屋・タ・ 筋・し・防・絶・井・ 水・清・解	5年			△	
21K	2級土木施工管理技士補(鋼構造物塗装)	左・と・石・屋・タ・ 筋・し・塗・防・絶・ 井・水・清・解	5年			△	
		と			○		
216	2級土木施工管理技士(薬液注入)	左・石・屋・タ・筋・ し・塗・防・絶・井・ 水・清・解	5年			△	
21L	2級土木施工管理技士補(薬液注入)	左・と・石・屋・タ・ 筋・し・塗・防・絶・ 井・水・清・解	5年			△	
120	1級建築施工管理技士	建・大・左・と・石・ 屋・タ・鋼・筋・ 板・ガ・塗・防・内・ 絶・具・解【注1】		◎			
		機・水・消・清	3年			△	
12C	1級建築施工管理技士補	大・左・と・石・屋・ タ・筋・板・ガ・塗・ 防・内・機・絶・具・ 水・消・清・解	3年			△	
221	2級建築施工管理技士(建築)	建・解【注1】			○		
		大・左・と・石・屋・ タ・筋・板・ガ・塗・ 防・内・機・絶・具・ 水・消・清・解	5年			△	
222	2級建築施工管理技士(躯体)	大・と・タ・鋼・筋・ 解【注1】			○		
		左・石・屋・板・ガ・ 塗・防・内・機・絶・ 具・水・消・清	5年			△	
223	2級建築施工管理技士(仕上げ)	大・左・石・屋・タ・ 板・ガ・塗・防・内・ 絶・具			○		
		と・筋・機・水・消・ 清・解	5年			△	
22D	2級建築施工管理技士補	大・左・と・石・屋・ タ・筋・板・ガ・塗・ 防・内・機・絶・具・ 水・消・清・解	5年			△	

コード	資格区分	申請業種	実務経験	1級	2級	その他	確認資料
127	1級電気工事施工管理技士	電		◎			
		機・消	3年			△	
12E	1級電気工事施工管理技士補	機・消	3年			△	
228	2級電気工事施工管理技士	電			○		
		機・消	5年			△	
22F	2級電気工事施工管理技士補	機・消	5年			△	
129	1級管工事施工管理技士	管		◎			
		筋・し・板・機・絶・井・具・水・消・清	3年			△	
12G	1級管工事施工管理技士補	筋・し・板・機・絶・井・具・水・消・清	3年			△	
230	2級管工事施工管理技士	管			○		
		筋・し・板・機・絶・井・具・水・消・清	5年			△	
23A	2級管工事施工管理技士補	筋・し・板・機・絶・井・具・水・消・清	5年			△	
131	1級電気通信工事施工管理技士	通		◎			
232	2級電気通信工事施工管理技士	通			○		
133	1級造園施工管理技士	園		◎			
		左・と・石・屋・タ・筋・し・塗・防・絶・井・水・清・解	3年			△	
13D	1級造園施工管理技士補	左・と・石・屋・タ・筋・し・塗・防・絶・井・水・清・解	3年			△	
234	2級造園施工管理技士	園			○		
		左・と・石・屋・タ・筋・し・塗・防・絶・井・水・清・解	5年			△	
23E	2級造園施工管理技士補	左・と・石・屋・タ・筋・し・塗・防・絶・井・水・清・解	5年			△	
「建築士法」に定める資格							
137	1級建築士	建・大・屋・タ・鋼・内		◎			免許証または免許証明書
238	2級建築士	建・大・屋・タ・内			○		
239	木造建築士	大			○		
「技術士法」に定める資格							
141	建設・総合技術監理(建設)	土・と・電・舗・し・園・解【注2】		◎			登録証 ※登録内容が申請する資格区分に対応するものであることを確認します。 登録証の「技術部門」の表記だけでは判断できない場合には「選択科目」を確認する必要があるため、「登録証明書」も添付してください。
142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	土・と・電・鋼・舗・し・園・解【注2】		◎			
143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	土・と		◎			
144	電気電子・総合技術監理(電気電子)	電・通		◎			

【注1】 解体工事は平成27年度までの合格者については、合格後の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。

【注2】 解体工事は合格後の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。

【注1～2 共通】 実務経験の確認書類は不要ですが、合格から審査基準日までに必要な実務経験年数を経過していることが必要です。

コード	資格区分	申請業種	実務経験	1級	2級	その他	確認資料
145	機械・総合技術監理(機械)	機		◎			登録証 ※登録内容が申請する資格区分に対応するものであることを確認します。 登録証の「技術部門」の表記だけでは判断できない場合には「選択科目」を確認するため、「登録証明書」も添付してください。
146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)	管・機		◎			
147	上下水道・総合技術監理(上下水道)	管・水		◎			
148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	管・井・水		◎			
149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	土・とし		◎			
150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	園		◎			
151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	土・と・園		◎			
152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	管		◎			
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	管・水		◎			
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	管・水・清		◎			
「電気工事士法」、「電気事業法」に定める資格							
155	第一種電気工事士	電			○		免状
256	第二種電気工事士	電	3年			△	
258	電気主任技術者(第1種～第3種)	電	5年			△	
「電気通信事業法」に定める資格							
259	電気通信主任技術者	通	5年			△	資格者証
235	工事担任者	通【注3】	3年			△	
「消防法」に定める資格							
168	甲種消防設備士	消			○		免状
169	乙種消防設備士	消			○		
「職業能力開発促進法」に定める資格							
171	建築大工(1級)	大			○		合格証書
271	建築大工(2級)	大	3年			△	
164	型枠施工(1級)	大・と			○		
264	型枠施工(2級)	大・と	3年			△	
172	左官(1級)	左			○		
272	左官(2級)	左	3年			△	
157	とび(1級)・とび工(1級)	と・解			○		
257	とび(2級)・とび工(2級)	と・解	3年			△	
173	コンクリート圧送施工(1級)	と			○		
273	コンクリート圧送施工(2級)	と	3年			△	
166	ウェルポイント施工(1級)	と			○		
266	ウェルポイント施工(2級)	と	3年			△	
174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	管			○		
274	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(2級)	管	3年			△	
175	給排水衛生設備配管(1級)	管			○		
275	給排水衛生設備配管(2級)	管	3年			△	
176	配管「建築配管作業」(1級)・配管工(1級)	管			○		
276	配管「建築配管作業」(2級)・配管工(2級)	管	3年			△	
170	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	管・屋・板			○		
270	建築板金「ダクト板金作業」(2級)	管・屋・板	3年			△	
177	タイル張り(1級)・タイル張り工(1級)	タ			○		
277	タイル張り(2級)・タイル張り工(2級)	タ	3年			△	
178	築炉(1級)・築炉工(1級)・れんが積み	タ			○		
278	築炉(2級)・築炉工(2級)	タ	3年			△	

【注3】 電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者(令和3年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る)であって、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有する者に限ります。

コード	資格区分	申請業種	実務経験	1級	2級	その他	確認資料
179	ブロック建築(1級)・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	石・タ			○		合格証書
279	ブロック建築(2級)・ブロック建築工(2級)	石・タ	3年			△	
180	石工(1級)・石材施工(1級)・石積み(1級)	石			○		
280	石工(2級)・石材施工(2級)・石積み(2級)	石	3年			△	
181	鉄工「製缶作業」又は「構造物鉄鋼作業」(1級)・製缶(1級)	鋼			○		
281	鉄工「製缶作業」又は「構造物鉄鋼作業」(2級)・製缶(2級)	鋼	3年			△	
182	鉄筋組立て(1級)・鉄筋施工「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」*(1級) ※両方を含むものに限る	筋			○		
282	鉄筋組立て(2級)・鉄筋施工「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」*(2級) ※両方を含むものに限る	筋	3年			△	
183	工場板金(1級)	板			○		
283	工場板金(2級)	板	3年			△	
184	板金「建築板金作業」(1級)・建築板金「内外装板金作業」(1級)・板金工「建築板金作業」(1級)	屋・板			○		
284	板金「建築板金作業」(2級)・建築板金「内外装板金作業」(2級)・板金工「建築板金作業」(2級)	屋・板	3年			△	
185	板金(1級)・板金工(1級)・打出し板金(1級)	板			○		
285	板金(2級)・板金工(2級)・打出し板金(2級)	板	3年			△	
186	かわらぶき(1級)・スレート施工(1級)	屋			○		
286	かわらぶき(2級)・スレート施工(2級)	屋	3年			△	
187	ガラス施工(1級)	ガ			○		
287	ガラス施工(2級)	ガ	3年			△	
188	塗装(1級)・木工塗装(1級)・木工塗装工(1級)	塗			○		
288	塗装(2級)・木工塗装(2級)・木工塗装工(2級)	塗	3年			△	
189	建築塗装(1級)・建築塗装工(1級)	塗			○		
289	建築塗装(2級)・建築塗装工(2級)	塗	3年			△	
190	金属塗装(1級)・金属塗装工(1級)	塗			○		
290	金属塗装(2級)・金属塗装工(2級)	塗	3年			△	
191	噴霧塗装(1級)	塗			○		
291	噴霧塗装(2級)	塗	3年			△	
167	路面標示施工	塗			○		
192	畳製作(1級)・畳工(1級)	内			○		
292	畳製作(2級)・畳工(2級)	内	3年			△	
193	内装仕上げ施工(1級)・カーテン施工(1級)・天井仕上げ施工(1級)・床仕上げ施工(1級)・表装(1級)・表具(1級)・表具工(1級)	内			○		
293	内装仕上げ施工(2級)・カーテン施工(2級)・天井仕上げ施工(2級)・床仕上げ施工(2級)・表装(2級)・表具(2級)・表具工(2級)	内	3年			△	
194	熱絶縁施工(1級)	絶			○		
294	熱絶縁施工(2級)	絶	3年			△	
195	建具製作(1級)・建具工(1級)・木工「建具製作作業」(1級)・カーテンウォール施工(1級)・サッシ施工(1級)	具			○		
295	建具製作(2級)・建具工(2級)・木工「建具製作作業」(2級)・カーテンウォール施工(2級)・サッシ施工(2級)	具	3年			△	
196	造園(1級)	園			○		
296	造園(2級)	園	3年			△	
197	防水施工(1級)	防			○		
297	防水施工(2級)	防	3年			△	
198	さく井(1級)	井			○		
298	さく井(2級)	井	3年			△	
「水道法」に定める資格							
265	給水装置工事主任技術者	管	1年			△	免状

コード	資格区分	申請業種	実務経験	1級	2級	その他	確認資料
その他							
040	基礎ぐい工事(基礎施工士)	と			○		合格証明書または認定証
060	解体工事	解			○		合格証明書、登録証または資格者証
061	地すべり防止工事	と・井	1年			△	登録証明書
062	建築設備士	電・管	1年			△	登録証または合格証書
063	計装(1級)	電・管	1年			△	技術審査合格証明書
064	基幹技能者	※登録基幹技能者講習修了証に記載されている業種の範囲内で申請が可能です。					登録基幹技能者講習修了証 ※修了年月日が審査基準日以前であることが必要です。
703	能力評価基準においてレベル3と判定された技能者	認定能力評価基準に対応する建設業の業種範囲で申請が可能です。					能力評価(レベル判定)結果通知書
704	能力評価基準においてレベル4と判定された技能者	認定能力評価基準に対応する建設業の業種範囲で申請が可能です。					能力評価(レベル判定)結果通知書
005	監理技術者補佐 (1) 主任技術者要件となる資格を有し、1級技士補(※1)である者 (※1) 第1次試験に合格した者に与えられる称号。(令和3年度以降の検定が対象) (2) 監理技術者要件を満たす者	監理技術者を補佐する者として配置可能な業種のみ申請が可能です。					左記(1)の場合、次の①及び②の確認資料 ① 第一次検定の合格を証明する書面の写し ② 主任技術者要件を満たしていることが確認できる書類(合格証明書や登録証等) ※実務経験の場合はその旨を①に付記してください(実務経験の確認書類は不要ですが、審査基準日までに実務経験年数を経過していることが必要です)。 左記(2)の場合、次の①～③いずれかの確認資料 【監理技術者資格者証が交付されている場合】 ① 監理技術者資格者証(表面)の写し 【監理技術者資格者証が交付されていない場合】 ② 実務経験者(指定建設業を除く)は、指導監督的実務経験証明書の写し(様式第10号) ③ 国土交通大臣特別認定者は、認定証の写し

(参考) 保有する資格に対応する技術職員数値について (令和3年4月1日以降)

1級技術者 (資格区分表で「◎」のもの)		監理技術者 補佐	基幹技能者 又は 能力評価基準においてレベル4と判定された技能者	2級技術者 (資格区分表で「○」のもの) 又は 能力評価基準においてレベル3と判定された技能者	その他 (資格区分表で「△」のもの)
監理技術者資格者証保有かつ 監理技術者講習修了	左記 以外				
6点	5点	4点	3点	2点	1点

※上記の点数は評点算定の基礎となる数値であり、直接P点(総合評定値)に加算されるものではありません。

備考

○ コード表上の△は、一定の実務経験が必要な資格です。(資格を取得してから、審査基準日までに、必要な実務経験年数を経過していることが必要です。)

※ ただし、平成15年度以前に「職業能力開発促進法」の2級に合格した方は、1年以上の実務経験で足りません。

○ この表に無い資格は、経営規模等評価申請・総合評定値請求では対象となりません。

○ 平成17年度以前の地すべり防止工事士(061)、一級計装士(063)についても、加対象となります。

実務経験有資格区分コード表

コード	要件等
001	高校の所定学科(旧実業高校を含む)を卒業後5年以上、大学の所定学科(高等専門学校・旧専門学校を含む)を卒業後3年以上の実務経験を持つ者(専門学校は該当しません) 法第7条第2号イ該当
002	当該業種について10年以上の実務経験を持つ者 法第7条第2号ロ該当
003	特定建設業の技術者の資格に関して、国土交通大臣の発行する特別認定を持つ者
004	
099	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法による専修学校の専門課程(専門学校)を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、専門士又は高度専門士を称し、評価を受けようとする建設業に関して、3年以上の実務の経験を有する者 ・学校教育法による専修学校の専門課程(専門学校)を卒業し、かつ指定学科を修めた者で、評価を受けようとする建設業に関して、5年以上の実務経験を有する者 ・P72の組み合わせに限り、併せて12年以上の実務経験があり、かつ、当該業種の実務経験が8年以上ある者(P72を必ずご覧ください)

所定学科一覧表

(法第7条第2号イ該当者)

※下記名称以外の学科で疑義がある場合は、事前にご相談ください。

技術者として申請しようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工・コンクリート工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 防水工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業 熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科

技術者として申請しようとする建設業	学 科
板金工事業 建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科

実務経験コード 099 で評価対象となる組み合わせについて

○対象となる業種と組み合わせることができる業種

評価対象業種とその他の業種（下表の組み合わせに限る）を合わせて 12 年以上の実務経験があり、かつ、評価対象とする業種の実務経験が 8 年以上ある場合、技術職員名簿に記載できます。

評価対象業種（業種コード）	組み合わせることができる業種
大工工事 (03)	建築一式工事・内装仕上工事
とび・土工・コンクリート工事 (05)	土木一式工事・解体工事
屋根工事 (07)	建築一式工事
しゅんせつ工事 (14)	土木一式工事
ガラス工事 (16)	建築一式工事
防水工事 (18)	建築一式工事
内装仕上工事 (19)	建築一式工事・大工工事
熱絶縁工事 (21)	建築一式工事
水道施設工事 (26)	土木一式工事
解体工事(29)	土木一式工事・建築一式工事 ・とび・土工・コンクリート工事

<例 1>大工工事 8 年、建築一式工事 4 年（合わせて 12 年）

……大工工事の技術者として申請できる。

→ 業種コード 03 (大工) 有資格区分コード 099 を記入

<例 2>建築一式工事 10 年、大工工事 8 年（合わせて 18 年）

……建築一式と大工工事の技術者として申請できる。

→ 業種コード 02 (建築一式) 有資格区分コード 002 (10 年実務)
03 (大工) 099 を記入

<例 3>大工工事 8 年、内装仕上工事 8 年（合わせて 16 年）

……大工工事と内装仕上工事の技術者として申請できる。

→ 業種コード 03 (大工) 有資格区分コード 099
19 (内装仕上) 099 を記入

<例 4>建築一式工事 8 年、大工工事 4 年（合わせて 12 年）

……どちらの技術者としても申請できない。

外国建設業者における技術者の大臣認定について

外国建設業者については、技術職員有資格区分コード表(P66～P70)記載の資格以外にも、国土交通大臣が認定した場合は、国外の資格等についても審査対象として取り扱うことができます。資格コードの記入にあたっては、建設業課横浜駐在事務所建設業審査担当までご相談ください。

能力評価基準においてレベル3・レベル4と判定された技能者について
(資格区分コード 703 及び 704 の評価対象について)

令和2年4月1日以降の経営事項審査においては、審査基準日時点で建設キャリアアップカード（レベル3・レベル4）の交付を受けている技能者は、経営事項審査において技術職員として評価されます。

- 有資格区分コード
 - ・ レベル3と判定された技能者…703
 - ・ レベル4と判定された技能者…704
- 確認書類
能力評価（レベル判定）結果通知書

能力評価（レベル判定）結果通知書

技能者氏名 殿

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル3として認定します。

【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種(呼称)】	鉄筋
【評価年月日】	2022年12月6日
【評価結果】	レベル3

2022年12月6日

鉄筋技能者能力評価実施機関

認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業

技術職員数値の算出における、レベル4技能者又はレベル3技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類の内いずれかに計上するものとします。

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工・コンクリート、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工・コンクリート
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工・コンクリート、土木一式
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工・コンクリート、土木一式
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木一式
PC技能者能力評価基準	とび・土工・コンクリート、鉄筋、土木一式
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工・コンクリート
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工・コンクリート
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工・コンクリート
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工・コンクリート、造園、舗装、土木一式
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工・コンクリート
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・レンガ・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工・コンクリート、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
A L C技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工・コンクリート、土木一式

※ 複数業種が記載されている職種については、どの業種を選択しても評価の対象となります。

<p>⑦</p>	<p>雇用保険の加入を証する書類 (加入している場合のみ1~2のどちらかを添付)</p>	<p>1 自社で申告納付の場合 →労働（雇用）保険の保険料申告書（コピー）※電子申請の場合は、申請を受け付けた旨印字された申告書控（コピー）+領収書（コピー）</p> <p>2 労働保険事務組合に委託している場合 →事務組合発行の保険料納入通知書（コピー）+領収書（コピー）</p>
		<p><特に留意してください> 上記1について</p> <p>(1) 申告書等は審査基準日の属する年度の概算または確定分どちらでも可としますが、必ず申告書に対応する領収書（コピー）を添付してください。（分納の場合は、少なくとも1期分を添付）</p> <p>(2) 口座振替納付している場合で、全納又は分納第1期分の振替日より前に申請する場合</p> <p>① 継続加入の場合 「前年度の保険料申告書（コピー）+前年度の領収書（コピー）+当年度の保険料申告書（コピー）」を添付して下さい。</p> <p>② 新規加入の場合 「当年度の保険料申告書（コピー）+念書（任意様式を用いて、必ず納付する旨、また口座振替後直ちに通帳の当該引き落とし箇所のコピーを建設業課あてに提出する旨を記載したもの）」を提出して下さい。</p> <p>(3) 口座振替納付を除き、下記の3点ともに該当する場合は、前年度の保険料申告書又は納入通知書（コピー）+前年度の保険料領収書（コピー）+今年度の保険料申告書又は納入通知書（コピー）を提出してください。</p> <p>① 4月又は5月が審査基準日の法人 ② 7月10日（労働保険の納付期限）より前に経審の申請をする ③ 申告及び納付する意思はあるが、申請日までに審査基準日の属する年度の概算保険料領収書が添付できない</p> <p>(4) 事務組合発行の保険料納入通知書に労働保険料の内訳（雇用保険や労災保険等）の記載が無い場合は、別途雇用保険に加入していることが分かる算定内訳書の提出が必要です。</p> <p>(5) 保険料領収書を紛失した場合、労働局で発行する「現在未納がない」旨の証明書を提出してください。</p> <p>(6) 「その他の審査項目」（P37）もご覧ください。</p>

⑧	健康保険の加入を証する書類 (加入している場合のみ 1~3 のいずれかを添付)	<p>1 日本年金機構で加入の場合 →日本年金機構発行の保険料領収書 (コピー)</p> <p>2 健康保険組合に加入の場合 →健保組合の保険料の領収書 (コピー)</p> <p>3 国民健康保険組合に加入の場合 →国民健康保険加入証明書 (コピー)</p> <p>※3の場合は「加入」ではなく、「適用除外」にあたり、減点されません。</p>
	<p><特に留意してください></p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算日 (審査基準日) の属する月分の保険料を受領した旨の領収書が必要です。(納付した月の分ではありません) ※次ページの<見本>を参考にしてください。 ・保険料領収書を紛失した場合、次の①又は②を提出してください。 <u>①審査基準日の属する月の前後の月の保険料領収書</u> <u>②年金事務所又は健康保険組合で発行する審査基準日の属する月の「納付済み証明書」</u> ・「その他の審査項目」(P37) もご覧ください。 	
⑨	厚生年金保険の加入を証する書類	<p>日本年金機構発行の保険料領収書 (コピー)</p> <p><特に留意してください></p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算日 (審査基準日) の属する月分の保険料を受領した旨の領収書が必要です。(納付した月の分ではありません) ※次ページの<見本>を参考にしてください。 ・保険料領収書を紛失した場合、次の①又は②を提出してください。 <u>①審査基準日の属する月の前後の月の保険料領収書</u> <u>②年金事務所又は健康保険組合で発行する審査基準日の属する月の「納付済み証明書」</u> ・「その他の審査項目」(P37) もご覧ください。

<見本>

(健康保険及び厚生年金保険の加入を証する書類)

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）までに振替されるようお願いいたします。

事業所整理記号	△△△	事業所番号	△△△△
納付目的年月	令和6年△月	納付期限	令和6年△月△日
健康勘定	年金勘定	業務勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	
△△△△△△	△△△△△△	△△△△	
合計額	¥△△△,△△△円		

審査基準日の属する月

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和6年○月分保険料	領収日	令和6年○月○日
健康勘定	年金勘定	業務勘定
健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金
○○○○○○	○○○○○○	○○○○
合計額	¥○○○,○○○円	

審査基準日の属する月

納入告知書・領収証書

国庫金

厚生保険

年度 6 厚生保険特別会計 厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱庁名

納付目的年月

令和6年○月分

納付期限

令和6年○月○日

右記のとおり納付してください。

令和6年○月○日

健康勘定
健康保険料
○○○○○○円

年金勘定
厚生年金保険料
○○○○○○円

業務勘定
児童手当拠出金
○○○○円

合計額											
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

健康保険

介護保険

領収済通知書

告知日 令和6年○月○日

告知番号	○○○○	令和6年度
納入告知額	一般保険料	○○○,○○○円
	調整保険料	○,○○○円
	小計	○○○,○○○円
	介護保険料	○○,○○○円
	合計金額	○○○,○○○円

納付目的 令和6年○月分一般保険料・調整保険料

令和6年○月分介護保険料

納付日 令和6年○月○日

上記の納付金額を口座振替により領収いたしました。

審査基準日の属する月

⑩	<p>建設業退職金共済制度 加入・履行証明書 (加入している場合のみ添付)</p>	<p>建設業退職金共済事業加入・履行証明書 (経営事項審査申請用 コピー) ※ 証明書の決算日及び決算期間に審査基準日が含まれている必要があります。 ～証明書の発行元～ 建設業退職金共済事業 神奈川県支部 横浜市中区太田町 2-22 神奈川県建設会館内 電話 045 (201) 8454</p>
⑪	<p>退職一時金制度もしくは 企業年金制度の導入 を証する書類 (導入している場合のみ、1～7のいずれかを添付)</p>	<p><退職一時金制度の導入を証する書類> 1 中小企業退職金共済に加入の場合 →中小企業退職金共済事業本部加入証明書 (コピー) 2 特定退職金共済団体 (所得税法施行令に規定する団体。商工会議所が主) に加入の場合 →加入証明書 (コピー) または共済契約書 (コピー) + 領収書 (コピー) ※ 証明書において「<u>特定退職金</u>」と明記されている必要があります。 3 会社内規による退職金制度の場合 →労働基準監督署の受付印のある就業規則 (退職金規程があるもの) 等 (コピー) <留意事項> ○ 労働基準法による就業規則の労働基準監督署への届出等、法令上の義務を履行していないと加点対象となりません。 ※ 常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は就業規則を作成の上、行政官庁に届出なければならない (労働基準法第 89 条)。 ○ 著しく低額で名目的制度に過ぎないものも退職一時金制度導入とはなりません。 ○ 期間雇用労働者、試用期間中の者等を除き、原則として建設業に従事するすべての従業員を対象としている必要があります。 ○ 就業規則において、「退職金は建設業退職金共済に加入する」旨の記載に止まる場合、建設業退職金共済制度の加入は項番 44 で別途加点対象となるため、退職金一時制度の導入においては加点対象となりません。 ○ 労働基準監督署の受付印のあるページと、対象者の範囲や計算方法等の定めのある記載があるページを抜粋してください。</p>

	<p><企業年金制度の導入を証する書類></p> <p>4 厚生年金基金を設立または加入の場合 →領収書（コピー）または加入証明書（コピー）</p> <p>5 適格退職年金契約（法人税法第 84 条第 3 項に規定し、同法施行令第 159 条（現行削除）に基づく税務署長の承認を受けたもの。（平成 14 年度以降、新契約はなし。平成 24 年 3 月までに移行、廃止））を締結している場合 →適格退職年金契約書（コピー）及び掛金領収書（コピー）</p> <p>6 確定拠出年金制度（企業型）を導入している場合 →確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書（コピー）</p> <p>7 確定給付企業年金制度を導入している場合</p> <p>① 基金型企業年金 →企業年金基金の発行する加入証明書（コピー）</p> <p>② 規約型企業年金 →資産管理運用機関の発行する加入証明書（コピー）</p> <hr/> <p><特に留意してください></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準日時点で導入していることを証する書類が必要です。 ・ 領収書は審査基準日の属する月分の掛金を受領した旨の分が必要です（納付した月の分ではありません）。 ・ 「その他の審査項目」（P37）もご覧ください。
--	--

<p>⑫ 法定外労働災害補償制度の加入を証する書類 (加入している場合のみ、1～6のいずれかを添付)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 (公財)建設業福祉共済団、建設労災補償共済保険加入証明書(コピー) 2 (一社)全国建設業労災互助会加入証明書(コピー) 3 全日本火災共済協同組合連合会労働災害補償共済契約加入者証書(コピー) 4 (一社)全国労働保険事務組合連合会の共済事業に加入の場合 →加入証明書(コピー)で、下記の3要件が確認できるもの 5 中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者への加入を証明する書類(コピー) 6 損害保険会社との契約の場合 →契約書(コピー)または加入証明書(コピー)で、下記の3要件が確認できるもの <u>併せて、労働(労災)保険の保険料申告書(納入通知書)(コピー) + 領収書(コピー)も添付</u> <u>《要件》</u> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること</u> ② <u>業務災害と通勤災害(出・退勤とも)いずれも対象</u> ③ <u>補償範囲が死亡及び労災障害等級1～7級以上のもの</u>
	<p><特に留意してください></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保険期間に審査基準日が含まれていることをご確認ください。</u> ・ 損害保険会社との契約の場合は P75 の⑦「雇用保険の加入を証する書類」の留意事項と同じ扱いとなります。 ・ 「その他の審査項目」P37 もご覧ください。 ・ 共同企業体及び海外工事を除く全工事現場を補償するものが対象となります。 ・ 工事現場単位で加入する制度や記名式の制度は対象外となります。 ・ 労働(労災)保険の保険料申告書(納入通知書)(コピー) + 領収書(コピー)も P12⑫の箇所に綴じてください。

<p>⑬</p>	<p>若手の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況を証する書類 (該当ある場合のみ添付)</p>	<p>次の①又は②に該当する場合には、若年技術職員（満 35 歳未満の技術職員をいう。以下同じ。）について、その生年月日を確認できる資料（社会保険の標準報酬決定通知書（コピー）、健康保険被保険者証（コピー）等。公的機関が発行したものに限る。）</p> <p>① 若年技術職員の継続的な育成及び確保（審査基準日において、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の 15%以上である場合）</p> <p>② 新規若年技術職員の育成及び確保（審査基準日において、新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計 1%以上である場合）</p> <p>※常勤確認書類（P60 参照）、資格確認書類（P65 参照）、前回経審の技術職員名簿のいずれかにおいて生年月日が確認できる場合は、添付不要です。</p> <p>※「技術職員名簿」に記載されている番号を、確認書類の余白に以下の例のように記載してください。 例) 技術職員名簿「2 頁」「通番 3」の方の場合“2-3”と記入。</p> <p><特に留意してください></p> <ul style="list-style-type: none"> 若年技術職員についても、審査基準日時点で常勤であり、審査基準日から遡って 6 ヶ月を超える恒常的な雇用関係がある者が対象となります。
<p>⑭</p>	<p>CPD 単位取得数を証する書類 (該当ある場合のみ添付)</p>	<p>CPD 単位取得数は、建設業者に所属する技術者が審査基準日以前 1 年間に取得した CPD 単位の合計数となります。</p> <p>①「CPD 単位を取得した技術者名簿（技術職員名簿に記載のある者を除く）」（様式第 4 号）</p> <p>※様式第 4 号は、技術者名簿に記載のない技術者（例、経営事項審査で申請していない業種についての技術者や 2 級技士補）を記載します。</p> <p>②取得した CPD 単位数を証する書面の写し</p> <p>※CPD 単位取得数は、建設業者に所属する技術者が審査基準日以前 1 年間に取得した CPD 単位の合計を記載します。</p> <p>※1 人の技術者につき加点対象となるのは、いずれか一団体のみです。</p> <p>③常勤確認書類（P60 参照）</p> <p>④審査基準日から遡って 6 ヶ月を超える恒常的な雇用関係があることを証する書類（P60～P62 参照）</p>

⑮	<p>技能レベル向上者数を証する書類 (該当ある場合のみ添付)</p>	<p>〈技能レベル向上者数〉</p> <p>① 「技能者名簿」 (様式第5号)</p> <p>② 審査基準日以前3年間にレベル2以上の評価を受けた能力評価(レベル判定)結果通知書の写し (P73参照)</p> <p>※認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査します。</p> <p>〈技能者数〉</p> <p>① 「技能者名簿」 (様式第5号)</p> <p>② 申請者が作成建設業者又は下請人となった建設工事に関する施工台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項が記載された部分(審査基準日以前3年間に稼働している工事に係る<u>作業員名簿</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、生年月日及び年齢 ・職種 <p>※必要のない職員等の情報は“塗りつぶす”等の措置を行い、表示しないようにしてください。</p> <p>③常勤確認書類 (P60参照)</p> <p>④審査基準日から遡って6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があることを証する書類 (P60～P62参照)</p> <p>〈控除対象者数〉</p> <p>① 審査基準日の3年前の日以前にレベル4評価を受けた能力評価(レベル判定)結果通知書の写し (P73参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「その他の審査項目」 (P37) もご覧ください。
---	---	---

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	横浜 太郎	平成4年11月21日	15
2			
3			
9			
10			
11			
12			
13	※審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象です。		
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)			15
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)			15
CPD単位総計 (①+②)			30

2級技士の一次検定試験に合格した者(2級技士補)や許可は受けているが経営事項審査で申請していない業種についての技術者等、技術職員名簿(20005帳票)に記載のない者で該当者のみ記入する。

(例) 一般社団法人建設業振興基金から「6」単位認定されている場合
 $CPD取得単位数 = 6 (CPD認定単位) \div 12 (告示表第18の右欄に掲げられている数値) \times 30 = 15$
 (小数点以下の端数がある場合は切り捨て)
 計算結果が30を超えた場合は30とする。
 (各技術者のCPD単位の上限は30)

項番49 CPD単位取得数

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
 なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	藤沢 美波	昭和55年8月2日	平成30年1月1日		○
		審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により受けた評価が最上位（レベル4）に該当する者			
2	鎌倉 玲奈	平成3年11月18日	令和5年5月1日	○	
	審査基準日以前3年間に認定能力評価基準により受けた評価が1以上向上した者				
3	戸塚 新太郎	平成4年8月18日			
	※認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査します				
合計	3 (人)			1 (人)	(1人)

記載要領

項番50 技能者数

項番50 技能レベル向上者数

項番50 控除対象者数

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

<p>①⑥</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 (該当ある場合のみ添付)</p>	<p>① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定) ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定) ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定)</p> <p>1 認定の取得を確認できる書類 「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」等、厚生労働省都道府県労働局長から交付された書類</p> <p>2 認定の取消又は辞退が行われていないことを確認できる書類 厚生労働省のホームページにて公表される「公共調達加点評価を受けることができる「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧」、「くるみん認定、プラチナくるみん認定及びトライくるみん認定企業名都道府県別一覧」、若者雇用促進総合サイトにて公表される「ユースエール認定企業一覧」等を印刷したもの(申請者部分のみ確認できれば可)</p> <p><特に留意してください></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定通知書の通知日が審査基準日以前のものが対象です。 ・ 審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は、加点対象となりません。 ・ 厚生労働省のホームページ等で認定が確認できない場合については、各認定を審査基準日以前に取得しており、審査基準日以降に認定の取消又は辞退がなされたことを証する書類を提出してください。 ・ <u>厚生労働省により認定企業として認められている場合が加点対象です。その他の組織が独自に認定しているものは加点対象とはなりません。</u>
<p>①⑦</p>	<p>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況を証する書類 (該当ある場合のみ添付)</p>	<p><u>令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から適用です。</u> <u>令和5年8月13日以前を審査基準日とする申請では、申請書への記載及び確認資料の添付は不要です。</u></p> <p>○ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第6号) … 審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事(下記ア～ウ除く)で、下記①及び②の措置を実施している場合に提出してください。</p> <p>① 建設業キャリアアップシステム(CCUS)上での現場・契約情報の登録 ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備</p> <p>※対象外の工事 ア 日本国内以外の工事</p>

		<p>イ 建設業法施行令で定める軽微な工事 ウ 災害応急工事</p> <p>(対象期間の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象期間中に契約（当初）すると対象工事となり、竣工（予定）日が対象期間外でも対象工事 ・ 対象期間前に契約（当初）すると対象外工事となり、竣工（予定）日が対象期間内でも、対象外工事 <p>※ <u>審査対象工事が1件もない場合は該当なしとなります。</u></p> <p>※ CCUS へ直接入力しない方法とは、カードリーダーや顔認証などです。 詳細については、一般財団法人建設業振興基金の公表資料を確認してください。</p>
⑱	<p>民事再生法又は会社更生法の適用の確認書類 (H23.4.1以降に民事再生手続開始又は更正手続開始の申立てを行う場合)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 再生（更生）手続開始決定日が確認できる書類 2 再生（更生）手続終結決定日が確認できる書類（手続終結が決定している場合のみ）

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書

及び

今回申請の対象事業年度

情報共有に関する同意書

令和5年9月1日から令和6年8月31日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

地方整備局長
北海道開発局長
神奈川県知事 殿

不要なものは消す

令和6年12月1日

該当する場合は□内に記載してください（項番54に記載した内容と同じ番号を記載）。

「1」⇒公共工事及び民間工事に措置を実施した場合
※対象となる民間工事が無い場合にすべての公共工事で措置を実施した場合を含みます。

「2」⇒公共工事のみ措置を実施した場合

キャリアアップシステム事業者ID

1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5	4
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

横浜市中区日本大通 1-2-3

氏名 (株) 神奈川アーバンプランニング
氏名 代表取締役 神奈川 太郎

申請区分 2 (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		15件
措置未実施工事	軽微な工事	10件
	災害応急対策	10件
合 計		35件

措置未実施工事の欄には、発注者から直接請け負った軽微な工事又は災害応急工事のうち、措置を実施していない件数を記載してください（実施している場合は、実施工事の件数に含めてください）。

発注者から直接請け負った工事のうち、軽微な工事及び災害応急工事以外の国内工事において措置未実施のものがある場合は、評価対象となりません。

記載要領

- 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

①	防災活動への貢献の 状況を証する書類 (防災協定を締結して いる場合のみ、いず れかを添付)	<p>1 申請者が国、特殊法人等または地方公共団体と防災協定を締結している場合 → 防災協定 (コピー)</p> <p>2 申請者加入の社団法人等の団体が国、特殊法人等または地方公共団体との間に防災協定を締結している場合 → 証明書 (コピー)。または、当該団体に加入していることを証する書類 (会員証等) のコピー及び防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類 (当該団体の活動計画書等) のコピー</p>
		<p><特に留意してください></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有償で行われる活動であっても加点対象となります。ただし、防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約とみなされるような場合 (協定等において単価を定めているもの) は加点対象外となります。 ※ 事務効率化等のため事前に単価を定めている場合でその単価が明らかに実費相当であるような場合は加点対象となります。 ・ 協定締結者を入札で決定しているような場合等も加点対象外となります。 ・ 「その他の審査項目」 (P37) にも特に詳しく説明しておりますのでご覧ください。 ・ 団体の発行する証明書には必ず審査基準日が明記されている必要があります (様式は P89 を参照してください)。

○ 防災活動への貢献の状況を証する書類として可・不可としている事例

◎ 可としている事例

- ・ 災害緊急協力事業者登録申込書 (横須賀市市民部危機管理課の收受印があるもの)
 - ※ 横須賀市の災害緊急協力事業者登録申込書は登録という名称ではあるものの、その内容から (下記の「防災協定の締結について」参照。) 加点対象となります。
 - ※ 但し、登録期間 (1年間) に審査基準日が含まれていない場合は加点対象となりません。

(例) 令和5年2月1日の收受印がある申込書は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までを登録の有効期間と判断します。

× 不可としている事例

- ・ 川崎市防災協力事業所登録の登録証
- ・ 緊急補修工事等に関する覚書
- ・ 緊急補修工事等に関する協定書
- ・ 建設業労働災害防止協会加入証明書

★ 防災協定の締結について ★

- ・ 災害時における防災活動等について定めた行政機関等との間の協定であり、建設工事に該当しない活動であってもよいが、事実上請負契約・委託契約とみなされるようなものは対象外となります。
- ・ 防災協定とは、協力要請が原則ですが、事業者に対して一定の強制力を有するものであるため、活動内容が自発的な防災活動の実施等のような内容の場合は加点対象外となります。

(証明書見本)

証 明 書

所在地
商号または名称
代表者名
許可番号

上記の者は令和 年 月 日付けで神奈川県知事との間で締結した災害時における応急対策業務に関する〇〇災害協定に基づいて災害応急活動等に従事する者であることを証明する。

年 月 日 (審査基準日を記入)

〇〇〇〇協会 (団体名)

会 長 〇〇〇〇 証印

⑳	<p>法令遵守の状況を証する書類 (有の場合のみ添付)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第28条に基づく営業停止処分または指示処分の通知書（コピー） <p><特に留意してください> 処分を受けた年月日が、審査基準日の属する年度内である場合に「有」となります。</p>
㉑	<p>監査の受審状況を証する書類 (該当する項目に応じて1～3のいずれかを添付)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 会計監査人設置の場合 →会計監査人が作成した監査報告を証する書類（コピー） +会計監査人を設置していることが確認できる書類（履歴事項全部証明書または定款のコピー） 2 会計参与設置の場合 →会計参与報告書（コピー）+会計参与を設置していることが確認できる書類（履歴事項全部証明書または定款のコピー） 3 経理の実務経験者による経理処理の適正を確認した場合 →経理の実務経験者による「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自ら署名を付した書類（コピー） <p><特に留意してください></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人設置の場合、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している必要があります。 ・会計参与設置の場合、会計参与が会計参与報告書を作成している必要があります。 ・「経理処理の適正を確認した旨の書類」は、「公認会計士等の数」に含まれる方のみが署名することができます（<u>2級建設業経理士及び2級建設業経理事務士が署名をしても加点対象となりません</u>）。 <p><u>※ワープロ等による記名は認められません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経理処理の適正を確認した旨の書類」の様式についてはP93をご覧ください。別添「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」（P94～P97 参照）も必ず添付してください。

<p>②②</p>	<p>公認会計士等の数、 二級登録経理士試験 合格者の数を証する 書類 (常勤職員に資格を有 する者がいる場合に 添付)</p>	<p>資格を証する書類の写し+常勤確認資料 (P60 参照 ※6か月 超の雇用関係は不要)</p>
	<p>以下の資格を有する方が対象となります。 <公認会計士> ・公認会計士法第 28 条の規定による研修の受講を証明する書 面 <税理士> ・所属税理士会が認定する研修の受講を証明する書面 <1 級又は 2 級登録経理試験に合格した者> ・1 級又は 2 級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始 の日から 5 年を経過していない合格を証明する書面 又は ・1 級又は 2 級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始 の日から 5 年を経過していない受講を証明する書面</p>	<p><特に留意してください> ・常勤確認資料の該当職員氏名の横にⓀと付記して下さい。 ・平成 28 年度以前に 1 級又は 2 級の登録経理試験に合格した 者で、登録経理講習を受講していない者であっても、審査 基準日が令和 5 年 3 月末までの間は、引き続き経審上評価 対象となります。</p>
	<p>研究開発の状況を証 する書類 (会計監査人設置法人 のみ添付)</p>	<p>有価証券報告書 (コピー) ただし、会計監査人設置法人で有価証券報告書提出義務の ない会社は、建設業課横浜駐在事務所建設業審査担当に別 途ご相談ください。</p> <p><特に留意してください> ・監査の受審状況において、「1. 会計監査人の設置」を選択 した場合のみ記入することができます。 ・建設業法施行規則別記様式第 17 号の 2 (注記表) に「研究 開発費の総額」が記載されている場合は、有価証券報告書 の提出は省略できます。 ・2 年平均の数値を採るため、2 年分必要です。 ・決算期が 12 か月に満たない場合の換算方法については完成 工事高と同じです。</p>
<p>②③</p>		

<p>②4</p>	<p>契約後VEによる契約額の減額を証する書類 (該当ある場合のみ添付)</p>	<p>契約後VEの実績がある場合に限り、契約額の減額を証する書類</p> <p>※ VE (Value Engineering) とは、目的物の機能を低下させずにコストを低減する、または同等のコストで機能を向上させるための技術です。</p> <p>契約後VEとは、主として施工段階における現場に即したコスト削減が可能となる技術提案が期待できる工事を対象として、契約後、受注者が施工方法等について技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更するとともに、提案のインセンティブを与えるため、契約額の縮減額の一部に相当する金額を受注者に支払うことを前提として、契約額の減額変更を行う方式です。</p>
-----------	--	--

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
.....の令和 年 月 日から令和 年 月 日までの
第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理
に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

令和 年 月 日

商号又は名称
所属・役職

氏名

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	<p>残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。</p>
金銭債権	<p>営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p>
	<p>営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p>
	<p>受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。</p>
貸倒損失 貸倒引当金	<p>法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。</p>
	<p>取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p>
	<p>貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。</p>
有価証券	<p>有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。</p>
	<p>売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。</p>
	<p>市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。</p>
	<p>時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。</p>
	<p>その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。</p>
棚卸資産	<p>原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。</p>

未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。

	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が生じている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。

工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

建設機械の保有状況を証する書類
(該当ある場合のみ添付)

25

- 1 建設機械の保有状況一覧表 (P101 掲載の建設機械様式)
 - ・ 収受印を押すため、建設機械の保有状況一覧表のみ提出書類⑤ (「その他の審査項目 (社会性等)」 (20004 帳票) の次) の位置に綴じてください。
 - ・ 加点対象は 15 台までですが、発注部署が経審結果通知書に印字された台数を使用する場合も考えられますので、申請書項番 64 (建設機械の所有及びリース台数) には、所有又はリース契約による実数を記入してください。
 - ・ 申請書に 16 台以上記入した場合でも、「建設機械の保有状況一覧表」には 15 台分までを記入してください。下記 2～4 の裏付け資料についても、15 台分までで結構です。
- 2 建設機械の売買契約書(コピー)又はリース契約書(コピー)
 - 売買契約書 (コピー)
 - …建設機械の種類、メーカー名、型式、製造・車体番号・車台番号、種別又は規格及び取得年月日を確認できるもの
 - ・ 前回経審の収受印のある「建設機械の保有状況一覧表」の写しを提出し、当該建設機械が「自社所有」であり今回も同様の場合は不要です (「リース」の場合はリース期間の確認のため毎回契約書が必要です)。なお、前回経審を電子申請で申請した場合は収受印の押印がないので、前回経審の「建設機械の保有状況一覧表」の欄外右上に「前回経審提出書類」と記載し、提出してください。
 - ・ 売買契約書を紛失した場合は、次の①～⑥のいずれかのものを代替書類として提出してください。
 - ① 販売者の譲渡証明書(コピー)
 - ② (一社) 日本建設機械工業会の統一様式による譲渡証明書又は保証契約書(コピー)
 - ③ 注文書 (コピー)
 - ④ 納品書 (コピー)
 - ⑤ 請求書及び領収書等の入金確認書類 (コピー)
 - ⑥ 車検証
 - ※ 車検証の「所有者」「使用者」がともに申請者名義であり、「登録年月日/交付年月日」が審査基準日以前の日付である場合のみ
 - ※ ダンプ車以外は下記 3 の特定自主検査記録表、移動式クレーン検査証も必要
 - リース契約書 (レンタル契約は加点対象外) (コピー)
 - …建設機械の種類、メーカー名、型式、製造・車体番号・車台番号、種別又は規格、リース開始日及びリース期間満了日について確認ができるもの
 - ・ リース契約は、リース期間に経営事項審査の有効期間(1 年 7 ヶ月間)が含まれている場合が対象となります。(リース期間最終年にご留意ください。)
 - ・ リース期間に経営事項審査の有効期間満了日が含まれていない場合であっても、リース契約書において期間の自動

更新をする旨の記載がある場合は加点対象とします。

- ・ 自動更新をする旨の記載がない場合であっても、更新契約を確実にを行う予定である旨の県知事宛の申立書を提出いただければ加点対象とします。

リースの場合	リース開始日	審査基準日(決算日)	経審の有効期間満了日	リース終了日
対象となる例	R4. 4. 1	R5. 3. 31	R6. 10. 31	R7. 3. 31
対象とならない例	R4. 4. 1	R5. 3. 31	R6. 10. 31	R6. 3. 31

3 特定自主検査記録表、移動式クレーン検査証、又は自動車検査証のいずれか (コピー)

- 特定自主検査記録表 (コピー)
 - ・ ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械の場合に必要です。
 - ・ 審査基準日の直前1年以内に実施したものが必要です。
 - ※ 定期自主検査記録表では加点対象となりません。
 - ※ 新車の購入日が審査基準日以前1年以内の場合は省略可
- 移動式クレーン検査証 (コピー)
 - ・ 移動式クレーンの場合に必要です。
 - ・ 有効期間内に審査基準日を含むものが必要です。
- 自動車検査票 (コピー)
 - ・ ダンプ車の場合に必要です。
 - ・ 初度登録年月が審査基準日以前で、かつ、審査基準日がある有効期間の満了する日以前であることが必要です。
 - ・ 車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車対象です。
 - ※ 備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加点対象となりません。
 - ・ 電子車検証の場合は、有効期間等を確認するため自動車検査証記録事項のコピーも併せてご提出ください。

4 該当機械の写真(又はカタログコピー) ※ダンプ車は不要

- ・ 前回経審の收受印のある「建設機械の保有状況一覧表」の写しを提出し、当該建設機械が「自社所有」であり今回も同様の場合は不要です。なお、前回経審を電子申請で申請した場合の対応については前ページ「2」と同様です。
- ・ 建設機械の種類がはっきりわかる写真を1～2枚をA4版用紙に貼付してください。
- ・ ショベル系採掘機の場合、アタッチメントの先端まで映っているものが必要です。
- ・ トラクターショベルの場合、バケットの部分まで映っているものが必要です。

<特に留意してください>

- 対象となる建設機械の種類は、次に掲げるものに限りま

① 建設機械抵当法第2条に規定する建設機械のうち、次のもの

ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの

② ダンプ車

- 土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの

③ 移動式クレーン

- 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上のもの(固定式クレーンは対象外)

④ 高所作業車

- 労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に規定する作業床の高さが2メートル以上のもの

⑤ 締固め用機械

- 労働安全衛生法施行令別表第7第4号に掲げる「ローラー」(「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」)
 - ※ ハンドガイドローラーは移動用エンジンにより自走可能であり、ロードローラーの一種であるため、加対象となります。
 - ※ コンパクタやランマー等明確に自走能力が無い建設機械は特定自主検査の対象ではないため、加対象となりません。

⑥ 解体用機械

- 労働安全衛生法施行令別表第7第6号に掲げる「ブレーカ」
- 労働安全衛生法施行規則第151条の175に定める「鉄骨切断機」「コンクリート圧碎機」「解体用つかみ機」
 - ※ ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については、重複して加対象できません。

建設機械の保有状況一覧表

記入例

建設業許可番号 第012345号
商号又は名称 (株)〇〇

審査基準日: 令和6年 3月 31日

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造番号・車体番号・車台番号	種別又は規格	所有・リースの別	リース開始日	取得年月日	リース期間満了日	検査実施年月日
1	ショベル系掘削機・フルドーザー、トラクター・ショベルモーター・ブーム、ダンプ車、移動式クレーン	△製作所	ZZ-99EFG	123456	バックホウ	自社所有	令和5年10月1日	令和10年9月30日		令和5年9月10日
2	ショベル系掘削機・フルドーザー、トラクター・ショベルモーター・ブーム、ダンプ車、移動式クレーン	□□建機	YY-0000	9876543	1.2立方メートル	自社所有	令和4年 11月 23日			令和5年9月10日
3	ショベル系掘削機・フルドーザー、トラクター・ショベルモーター・ブーム、ダンプ車、移動式クレーン	○×自動車	XXX-AAAB	ABC-XYZ012	ダンプフルトラクタ	自社所有	令和2年 1月 21日			令和6年2月16日
4	ショベル系掘削機・フルドーザー、トラクター・ショベルモーター・ブーム、ダンプ車、移動式クレーン					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5	ショベル系掘削機・フルドーザー、トラクター・ショベルモーター・ブーム、ダンプ車、移動式クレーン					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
6	ショベル系掘削機・フルドーザー、トラクター・ショベルモーター・ブーム、ダンプ車、移動式クレーン					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
7	ショベル系掘削機・フルドーザー、トラクター・ショベルモーター・ブーム、ダンプ車、移動式クレーン					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
8	ショベル系掘削機・フルドーザー、トラクター・ショベルモーター・ブーム、ダンプ車、移動式クレーン					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
9	ショベル系掘削機・フルドーザー、トラクター・ショベルモーター・ブーム、ダンプ車、移動式クレーン					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
10	ショベル系掘削機・フルドーザー、トラクター・ショベルモーター・ブーム、ダンプ車、移動式クレーン					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
11	ショベル系掘削機・フルドーザー、トラクター・ショベルモーター・ブーム、ダンプ車、移動式クレーン					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
12	ショベル系掘削機・フルドーザー、トラクター・ショベルモーター・ブーム、ダンプ車、移動式クレーン					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
13	ショベル系掘削機・フルドーザー、トラクター・ショベルモーター・ブーム、ダンプ車、移動式クレーン					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
14	ショベル系掘削機・フルドーザー、トラクター・ショベルモーター・ブーム、ダンプ車、移動式クレーン					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
15	ショベル系掘削機・フルドーザー、トラクター・ショベルモーター・ブーム、ダンプ車、移動式クレーン					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

前回経番の収受印のある「建設機械の保有状況一覧表」の写しを提出し、当該建設機械が「自社所有」であり今回も同様の場合、当該建設機械の「No.」欄を丸で囲む。

【記載要領】

- 1 項番「64」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。
- 2 「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。
- 3 「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。
 - ①「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、トラグライナー、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。(例:バックホウ)
 - ②「フルドーザー」にあつては、自重。(例:3.89トン) ※評価対象は自重3トン以上のもの
 - ③「トラクター・ショベル」にあつては、バケット容量。(例:1.2立方メートル) ※評価対象はバケット容量が0.4立方メートル以上のもの
 - ④「モータークレーン」にあつては、自重。(例:10.0トン) ※評価対象は自重が5トン以上のもの
 - ⑤「ダンプ車」にあつては、ダンプ、ダンプフルトラクタ又はダンプセミトラクタの種別。(例:ダンプ)
 - ⑥「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例:7.0トン) ※評価対象はつり上げ荷重が3トン以上のもの
 - ⑦「高所作業車」にあつては、作業床の高さ。(例:2.0メートル) ※評価対象は作業床の高さが2メートル以上のもの
 - ⑧「締固め用機械」にあつては、ロードローラー、タイヤローラー又は振動ローラー等の種別。(例:ロードローラー)
 - ⑨「解体用機械」にあつては、ブレイカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機又は解体用つかみ機等の種別。(例:ブレイカ)
- 4 「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。
- 5 「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。

②⑥ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況を証する書類 (該当ある場合のみ添付)	① ISO 9001 又は ISO 14001 の登録 → 審査登録機関の認証を証明する書類(認証登録証明書)(コピー)+認証範囲を確認することのできる書面※(コピー) ※認証登録証明書だけでは認証範囲を確認することのできない場合のみ添付 ② エコアクション21の認証 → 一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」
	<特に留意してください> ① ISO 9001 又は ISO 14001 の登録 ・ J A B ((公財)日本適合性認定協会)又はJ A Bの認証したISOと相互認証を行っている国際ISO認定機関の認証を受けた審査登録機関のものが加点対象となります。 ・ 会社単位で取得している場合が加点対象となります。(特定の営業所単位の認証は対象外) ・ 建設業以外の業種(不動産業等)での認証の場合は加点対象となりません。 ・ ISO 9001 及び ISO 14001 や相互認証、認証(審査登録)機関などの詳細については、公益財団法人日本適合性認定協会(https://www.jab.or.jp/)にお問合せください。 ② エコアクション21の認証 ・ 原則、全組織及び全活動を認証範囲とする認証であるものが加点対象となります。 ・ 「認証・登録証」に「段階的認証」又は「サイト認証」と記載がある場合であって、かつ、認証範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店等に限定されている場合には、加点対象となりません。

<その他必要な書類の提出について>

本手引きに記載されている書類の他、場合により追加資料の提出等を求めることがあります。

サンプル

(用紙A4)
10006

経営状況分析結果通知書

令和 年 月 日

登録経営状況分析機関
登録番号
登録年月日 令和3年3月1日

〒231-0021
神奈川県横浜市中区日本大通1-2-3
(株)神奈川アーバンプランニング

神奈川 太郎 殿 登録経営状況分析機関代表者 一般財団法人 横浜経営状況分析センター 印

経営状況分析の結果を通知します。
この経営状況分析結果通知書の記載事項は、事実と相違ありません。

注) 「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の分類に従い、経営状況分析を行った処理の区分を表示してあります。

許可番号 14-012345号
審査基準日 令和6年3月31日
電話番号 045-210-1111
処理の区分

項番 資本金 20,000 (千円)

7101 売上高に占める完成工事高の割合 %

7102 単独決算又は連結決算の別 [1.単独決算、2.連結決算]

経営状況分析

7103 純支払利息比率

7104 負債回転期間

7105 総資本売上総利益率

7106 売上高経常利益率

経営状況点数(A) =

7107 経営状況分析結果(Y) =

数値

自己資本対固定資産比率

自己資本比率

営業キャッシュフロー

利益剰余金

7108 固定資産

7109 流動負債

7110 固定負債

7111 利益剰余金

7112 自己資本 2845

7113 総資本(当期)

7114 総資本(前期)

金額(千円)

売上高

売上総利益

受取利息配当金

支払利息

経常(事業主)利益

営業キャッシュフロー(当期)

営業キャッシュフロー(前期)

参考値 営業利益(当期) 3300

減価償却実施額(当期) 2700

営業利益(前期) 1100

減価償却実施額(前期) 900

Ⅳ その他特殊な経営事項審査（経営状況分析・経営規模等評価）・総合評定値の申請手続き

1 業種追加による経営事項審査の受け直し

直近の審査基準日で経営事項審査を受審し、その後、業種追加により許可業種数が増えた場合、業種追加の業種も含めて経営事項審査を受け直すことができます。

申請に必要な書類は「Ⅱ 3 申請に必要な書類一覧（P9～P15）」に記載のとおり、(1)提出書類（正本、副本）、(2)確認書類、(3)提示書類の代替書類、(4)提出前確認票及び経営事項審査に係る連絡票、(5)返信用レターパック（郵送申請の場合）です。

(1) 提出書類（正本・副本各1部）

提出書類	備 考
①経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書 (20001 帳票)	許可を受けている建設業（項番 15）及び経営規模等評価等対象建設業（項番 16）に、業種追加した業種も含めて記載すること
②工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (20002 帳票)	すべて消費税抜きの金額を記入（単位 千円） （免税事業者は消費税込みの金額を記入） 業種追加した業種も記載すること
②-2 工事種類別完成工事高付表 工事種類別元請完成工事高付表	完成工事高の積み上げを行う場合のみ必要 (P29 参照)
③技術職員名簿 (20005 帳票)	受け直す前の経営事項審査の申請内容（既に受審済みのもの）と同じものであること
④その他の審査項目（社会性等） (20004 帳票)	受け直す前の経営事項審査の申請内容（既に受審済みのもの）と同じものであること
⑤建設機械の保有状況一覧表	受け直す前の経営事項審査の申請内容（既に受審済みのもの）と同じものであること
⑥経営状況分析結果通知書（写し）	総合評定値を請求する場合のみ
⑦審査手数料証紙貼付書	<u>業種追加した業種数の金額のみを貼付</u> （例）2業種追加の場合は 13,500 円（総合評定値を含む）
⑧委任状	代理申請の場合のみ

(2) 確認書類（全て写しで可）（正本1部）

確 認 書 類
①業種追加した業種に係る許可通知書
②工事請負契約書等 ※業種追加した業種について、工事の実績がない場合は添付不要

(3) 提示書類の代替書類（全て写しで可）（正本1部）

提示書類の代替書類
①建設業許可申請書の写し（収受印のある第一面） …業種追加した業種に係るもの
②商号・所在地・役員等の変更届出書、廃業届の写し（収受印のある第一面） ※既に受審済の経営事項審査等（直近の審査基準日）の申請内容から、商号・所在地・役員等の変更や、許可業種の廃業等があった場合のみ
③受け直す前の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（既に受審済みのもの）の写し （収受印のある表紙からその他の審査項目まで）
④受け直す前の経営規模等評価申請書・総合評定値通知書（経営事項審査等の結果通知書）の写し
⑤工事経歴書（様式第2号） …業種追加した業種分のみ添付

(4) 提出前確認票及び経営事項審査に係る連絡票（正本各1部）

様式はP13～P14を参照してください（提出前確認票における確認書類や提示書類については、該当する部分のみ○をつけてください。）。

また、提出前確認票の申請書類①経営事項審査に係る連絡票の右の特記事項に「業種追加による経営事項審査等の受け直し」と明記した上で提出してください。

(5) 返信用レターパック1部（郵送申請の場合）

P15に記載のとおり、レターパックプラス又はライトを1部ご提出ください。

☆ 業種追加による経営事項審査の受け直しに関する注意事項 ☆

- 受け直す前の経営事項審査の結果通知を受領する前（経営事項審査の申請中）に、業種追加による経営事項審査の受け直しをすることはできません。

※ 経営事項審査の申請中に、業種追加による許可業種も追加で経営事項審査を受審したい場合、当該申請中の経営事項審査を取下げることがあるので、速やかに建設業課横浜駐在事務所経営事項審査担当に御相談ください。

- 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001帳票）の項番15「許可を受けている建設業」及び項番16「経営規模等評価等対象建設業」については、必ず業種追加による経営事項審査の受け直しの申請時に許可を有する業種を全て記入してください（業種追加した業種のみを記入するものではありません。）。

- 業種追加による経営事項審査の受け直しの場合も、結果通知は申請の収受日から35日程度で神奈川県から郵送されます（申請内容に不備があった場合を除く）。

※ その他の注意事項は郵送申請に関する注意事項（P15）を参照してください。

2 その他の経営規模等評価申請・総合評定値請求について

以下の経営規模等評価申請・総合評定値請求については、申請前に必ず建設業課横浜駐在事務所経営事項審査担当に御相談ください。

(1) 建設業の承継に係る経営事項審査

- ① 個人の建設業者（被承継人）から、配偶者又は2親等以内の者（承継人）が、建設業を承継する場合に受審する経営事項審査
- ② 個人の建設業者（被承継人）から、法人（承継人）が、建設業を承継する場合に受審する経営事項審査

(2) その他特殊な経営事項審査

- ① 会社合併に係る経営事項審査
- ② 会社分割に係る経営事項審査
- ③ 営業譲渡に係る経営事項審査

(3) 外国建設業者及び企業集団認定業者の取扱い

○ 特例の内容

外国（WTO政府調達協定の適用国等）の建設業者に関する特例措置として、①技術職員数、②労働福祉の状況のうち建設業退職金共済制度、退職一時金制度、企業年金制度及び法定外労働災害補償制度、③営業年数、④公認会計士等の数、⑤監査の受審状況、⑥研究開発費の額の項目については、国土交通大臣が認定した数値等により審査を行います。

また、国土交通大臣が企業集団として認定した場合は、労働福祉の状況のうち雇用保険、健康保険及び厚生年金保険、防災協定の締結の有無、法令遵守の状況を除き企業集団全体について認定した数値をもって審査を行います。

○ 申請書の作成等

上記の認定を受けた後の技術職員有資格区分コードの記入方法等について不明の場合は、事前に建設業課横浜駐在事務所建設業審査担当までご相談ください。

(4) 外国子会社の経営実績の評価

本邦親会社及び外国子会社の経営規模に係る数値を国土交通大臣が認定し、評価することとなりますので、当該制度を利用する建設業者は、事前に国土交通大臣の認定申請を行い、数値の認定書を受ける必要があります。

☆ その他の経営規模等評価申請・総合評定値請求に関する注意事項 ☆

- 対面による事前相談は一切受け付けておりません。事前相談の場合、必ず電話又はFAXにより御連絡してください。
- 建設業の承継に係る経営事項審査や、その他特殊な経営事項審査の場合も、結果通知は申請の收受日から35日程度で神奈川県から郵送されます（申請内容に不備があった場合を除く）。
- ※ その他の注意事項は郵送申請に関する注意事項（P15）を参照してください。

関係機関の連絡先

経営規模等評価項目関係機関

項 目	機 関	電 話 番 号
建設業退職金共済	建設業退職金共済事業神奈川県支部 (神奈川県建設会館内)	(045) 201-8454
中小企業退職金共済制度	中小企業退職金共済事業本部	(03) 6907-1234
法定外労災補償制度	(公財) 建設業福祉共済団	(03) 3591-8451
	(一社) 全国建設業労災互助会	(03) 3518-6551
	(一社) 全国労働保険事務組合連合会	(03) 3234-1481

建設業許可関係試験研修実施機関

種 別	機 関	電 話 番 号
土木施工管理技士	(一財) 全国建設研修センター (土木試験部)	042-300-6860
管工事施工管理技士	(管工事試験部)	042-300-6855
造園施工管理技士	(造園・区画整理試験部)	042-300-6866
電気通信工事施工管理技士	(電気通信工事試験部)	042-300-0205
建築施工管理技士	(一財) 建設業振興基金	(03) 5473-1581
電気工事施工管理技士	(一社) 日本建設機械施工協会	(03) 3433-1575
建 築 士 (1級・2級・木造)	(公財) 建築技術教育普及センター	(03) 6261-3310
電 気 工 事 士	(一財) 電気技術者試験センター	(03) 3552-7691
電 気 主 任 技 術 者	(公社) 日本技術士会 (試験・登録部)	(03) 6432-4585
職業能力開発促進法に 基 づ く 資 格	神奈川県産業労働局労働部産業人材課 (技能振興グループ)	(045) 210-1111(代)
建 築 設 備 士	(公財) 建築技術教育普及センター	(03) 6261-3310

建設業関係機関

機 関	電 話 番 号
国土交通省関東地方整備局	(048) 601-3151(代)
(一財)建設業技術者センター 神奈川県支部 (監理技術者資格者証の交付)	(045) 641-4766

機 関	電 話 番 号
神奈川県行政書士会 (申請書類作成・提出代理)	(045) 641-0739

経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・
総合評定値請求書及び収入証紙販売所一覧表

販 売 所	住 所	電話番号
(一財) 神奈川県厚生福利振興会 厚生事業グループ	横浜市中区山下町1	045-680-0254
建設業課横浜駐在事務所内売店	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター4階	045-312-1121(代)
県小田原合同庁舎売店(2階)	小田原市荻窪350-1	080-6553-4560
(一社) 湘南建設業協会 (県小田原土木センター隣)	小田原市東町5-2-59	0465-34-4288
(株) 県央建設会館 (県厚木土木事務所そば)	厚木市栄町1-2-2	046-221-0171
(一社) 足柄建設業協会 (県西土木事務所そば)	足柄上郡開成町吉田島2581-4	0465-83-3322
秋山双輔収入証紙販売所 (横須賀市役所前公園そば)	横須賀市大滝町2-14 秋山ビル201	046-827-4900

- 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書類は、建設業課ホームページからダウンロードもできます。<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/p125871.html>
- 各販売店により、営業日及び時間が異なるため、お求めになる前には各販売店にお問い合わせください。

登録経営状況分析機関一覧

(令和6年5月31日現在)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財) 建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1	03-6661-7427
2	(株) マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム (株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株) 北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株) ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株) 経営状況分析センター	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本 (株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株) NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株) 建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

神奈川県知事の許可を受けている建設業者の皆さまへ

◆◆◆ 重要なお知らせ ◆◆◆

— 個人情報の取扱いについて —

【経営事項審査（経営規模等評価及び総合評定値）申請に係る個人情報の利用目的等】

神奈川県知事が、建設業法第27条の26の規定に基づき提出される経営規模等評価の申請書及び第27条の29の規定に基づき提出される総合評定値の請求（以下「経営事項審査申請等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 経営事項審査申請等の審査事務
2. 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督等の事務

【経営事項審査（経営規模等評価及び総合評定値）の審査結果に係る個人情報の利用目的等】

神奈川県知事が、建設業法第27条の26の規定に基づき提出された経営規模等評価の申請及び第27条の29の規定に基づき提出される総合評定値の請求により提出された申請等の審査結果（以下「経営事項審査結果」という。）に作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第27条の2に規定する法人に対する経営事項審査結果の通知（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。）
2. 経営事項審査結果の公表及び閲覧（公表及び閲覧は、一般財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターにおいて行っております。）
3. 経営事項審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務
4. 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
5. その他提供することについて特別の理由があるときの提供

経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引き

令和6年5月31日

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課

横浜駐在事務所建設業審査担当

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
(かながわ県民センター内)

電話 (045) 313-0722

周辺略図

〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話 045-313-0722



◎ 申請書類・証紙は審査会場内では販売しておりません。

厚生福利振興会売店（4階建設業課横浜駐在事務所内売店）等でお買い求め下さい。

◎ 駐車場が約40台分（有料）ありますが、他の機関の利用者もいますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

経営事項審査に関する問合せ先

神奈川県県土整備局 事業管理部 建設業課 横浜駐在事務所 建設業審査担当
電話番号 045-313-0722